

令和7年第3回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和7年9月12日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- | | |
|-------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 諸般の報告 |
| 第 3 | 一般質問 |
| 第 4 議案第55号 | 令和7年度新冠町一般会計補正予算 |
| 第 5 議案第56号 | 令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算 |
| 第 6 発委第 5号 | 新冠町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する
条例について |
| 第 7 発委第 6号 | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出に
ついて |
| 第 8 会議案第10号 | 閉会中の継続調査について（総務産業・社会文教・議会広報
常任委員会） |
| 第 9 会議案第11号 | 閉会中の継続調査について（議会運営委員会） |
| 第10 会議案第12号 | 閉会中の継続審査について（令和6年度新冠町一般会計等決
算審査特別委員会） |

追加日程

- | | |
|------------|------------------|
| 第 1 議案第57号 | 令和7年度新冠町一般会計補正予算 |
|------------|------------------|

閉議宣告

閉会宣言

◎出席議員（11名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 酒 井 益 幸 君 | 2番 海馬澤 真紀子 君 |
| 3番 長 浜 謙太郎 君 | 4番 中 山 千鶴子 君 |
| 5番 野 中 一 生 君 | 6番 竹 中 進 一 君 |
| 7番 秋 山 三津男 君 | 8番 但 野 裕 之 君 |
| 9番 武 藤 勝 國 君 | 10番 武 田 修 一 君 |
| 11番 氏 家 良 美 君 | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町	長	山	本	政	嗣	君
副	町	佐	藤	正	秀	君
教	育	下	川	徳	久	君
総	務	島	田	和	義	君
企	画	佐	渡	健	能	君
町	民	谷	藤		聡	君
産	業	鷹	背		寧	君
保	健	新	宮	信	幸	君
建	設	関	口	英	一	君
建	設	寺	西		訓	君
農	業	三	宅	範	正	君
会	計	今	村		力	君
診	療	杉	山	結	城	君
特	別	竹	内		修	君
養	護	湊		昌	行	君
老	人	佐	々		木	京
ホ	ム	工	藤		匡	君
所	長	小	林	和	彦	君
管	理	下	川	広	司	君
課	長	曾	我	和	久	君
総	務	磯	野	貴	弘	君
総	括	二	本	柳	成	児
主	幹	伊	藤	美	幸	君
企	画	楫	川	聡	明	君
総	括	坂	元	一	馬	君
主	幹	妹	尾	巨	知	君
町	民					
生	活					
課	長					
産	業					
課	長					
保	健					
福	祉					
課	長					
建	設					
水	道					
課	参					
事	務					
局	長					
農	業					
委	員					
会	計					
管	理					
者	兼					
税	務					
課	長					
診	療					
所	事					
務	長					
特	別					
養	護					
老	人					
ホ	ム					
所	長					
町	有					
牧	野					
所	長					
管	理					
課	長					
社	会					
教	育					
課	長					
総	務					
課	総					
括	主					
主	幹					
企	画					
課	総					
括	主					
主	幹					
町	民					
生	活					
課	総					
括	主					
主	幹					
産	業					
課	総					
括	主					
主	幹					
保	健					
福	祉					
課	総					
括	主					
主	幹					
管	理					
課	総					
括	主					
主	幹					
社	会					
教	育					
課	総					
括	主					
主	幹					
代	表					
監	査					
委	員					

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	田 村 一 晃 君
議会事務局庶務係長	榊 拓 己 君

(午前 10 時 00 分 開会)

◎開議宣告

○議長（氏家良美君） ただいまから令和 7 年第 3 回新冠町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告致します。

本日の議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、10 番、武田修一議員。1 番酒井益幸議員を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、本定例会初日に設置されました、令和 6 年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に秋山三津男議員、副委員長に野中一生議員。

以上のとおり互選された旨報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 3 一般質問

○議長（氏家良美君） 日程第 3、一般質問を行います。通告の順序に従い、発言願います。武藤勝罔議員の「カムチャツカ半島沖地震に伴う津波避難からの問題点は」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○9 番（武藤勝罔君） ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告により、「カムチャツカ半島沖地震に伴う津波避難からの問題点は」について伺います。

今まで災害の問題点などは、その都度聞いてきましたが、今回の津波避難からも、今まで取り組んできた中で何が足りないかなどの問題点は、明らかにすべきとの観点から質問します。

一つ目、今回の津波避難で明らかになった問題点や課題は何ですか。

二つ目、町でも新冠町地域防災計画は令和 6 年 3 月に作成しております。道は今年、北海道版避難所マニュアルを人道支援の国際的な基準とされるスフィア基準を踏まえた内容

に修正を行いました。町の防災計画でも、これに基づいた改正を行うべきではないでしょうか。

3点目、女性の視点に立った防災の取り組みが急がれています。災害時の避難所生活のニーズには性差があるため、女性の防災リーダーを育成することが大きな課題です。昨年3月定例会でも伺いましたが、その後、防災部門への女性職員の配置など、どう検討されていますか。

4点目、今年3月の定例会で伺いましたが、避難所となる体育館への空調設備の検討状況はどうなってますか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 武藤議員から御質問頂きました「カムチャツカ半島沖地震に伴う津波避難からの問題点」についてお答えを申し上げます。

御質問の1点目の、今回の津波避難で明らかになった問題点や課題についてでございますが、この件につきましては、本定例会初日の行政報告の中でも御報告申し上げましたとおり、避難所の暑さ対策のほか、避難車両の誘導體制、情報伝達の確実性、避難時の持出し品への御協力、この4点を主な課題として捉えているところであります。このほかにも、避難所の運営体制や要配慮者への避難支援など、取り組まなければいけない課題は多くあるわけでございますので、関係機関や地域の皆様と連携を深めながら、一つ一つ改善を図ってまいらせていただく所存でございます。

次に2点目の、スフィア基準を踏まえました北海道版避難所マニュアルに基づく町のマニュアル改正についてでございます。スフィア基準は、被災者の尊厳を守り、安心して生活を送るための国際的な指針でありまして、その理念は大変重要であると認識をしているところであります。

本年2月に北海道が行いましたスフィア基準を踏まえた避難所マニュアルの改正は、避難所目線に立った取り組みとして大変意義深いものと捉えさせていただいているところであります。

町の避難所運営においても大変参考となりまして、避難所運営の改善につなげてまいりたいと考えておりますが、町内の公共施設は限られておりますし、特に体育館では十分な居住空間を確保することが、難しいなどの物理的な問題、あるいは備蓄の拡充、人員体制の強化など施設環境や財政的な課題も含んでいるところであります。

従いまして、全ての基準を直ちに満たすことは困難ではございますけれども、町の実情に応じまして、実行性を重視しましたマニュアルの見直しを進めてまいりたいと考えてございます。

3点目の、防災部門への女性職員の配置についてでございます。本件は、令和6年第1回定例会におきましても同様の御質問を頂戴したところでございますけれども、防災担当部局における女性職員の配置につきましては、全国的に見ましても割合が低く、また、女

性の一般職員が少ないという当町におきましては現在配置には至っていない状況でございます。

一方で、避難所運営あるいは保健指導、感染症予防対策などのそれぞれの現場においては、保健師を初めとした女性職員を出向させまして、女性からの視点、あるいは御意見をとりまとめながら、防災施策に反映するよう努めているところでございます。

今後はさらに、「防災士の会」や防災イベントにおける女性からの御意見もとりまとめながら、多様な立場からの声を施策に活かしながら、女性や子ども、高齢者などが安心できる避難環境づくりに努めてまいりたいと思います。

とりわけ、トイレ環境など生活に直結する課題につきましては、女性の実感に基づく意見を重視いたしまして、極力ストレス感のない避難所環境の整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に4点目になります。避難所となる体育館への空調設備の検討状況についてでございます。本件は、本年第1回定例会におきまして「国の交付金を活用した学校体育館へのエアコン設置」に関する御質問を頂いたところであり、このたびの御質問はその後の検討状況を問うものと認識をさせていただきました。

御承知のとおり、当町の学校施設は老朽化が進んでおりまして、適正規模、適正配置を見据えた改築を行う方針としております。

具体的な「改築構想」につきましては、教育委員会におきまして協議を進めるために、本定例会におきまして「町立学校あり方検討委員会」の開催に係る関係予算を計上させていただいたところでもございます。

一方で、国の交付金制度は令和15年度までを期限としているために、現在、既存体育館への設置に係る工事費算定を進めているところでありますけれども、算定に当たりましては、交付金の補助要件として、断熱性の確保も求められておりますことから、本体工事とは別に、断熱関連の工事の見積りについても、現在調査を進めている段階でございます。

私といたしましては、こうした検討や協議の過程を踏まえた中で、既存体育館に設置するべきか、あるいは新しい学校整備の中で対応するべきか、年内には方向性をお示ししてまいりたいと考えておりますので、現段階での御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

武藤議員。

○9番（武藤勝圀君） 津波避難では行政報告で4点の、今報告頂きました。津波避難の問題については、昨年9月の定例会でも同僚議員が行っていますので、重複しない範囲で再質問したいと思います。

まず避難場所の確保の問題が指摘されておって、特定の場所、新冠温泉に今回集中したちゅう状況ですけれども、避難場所はもっと整理して、近く各自治会あるいは事業所などに場所がないかどうか、そういう点も協力を依頼して確保すべきではないかと思っております。

ます。今回8月22日付けで町の行政事務文書でこの避難訓練の、これが出されました。この裏に避難場所一覧表ありますけれども、今回例えば集中した新冠温泉というのはこのマークで言いますと津波時避難指定場所にはなっていないんですね。その代わり指定緊急避難場所と指定されていますから、多くの車が殺到したっちゃうことですが、次の9番のホロシリ乗馬クラブ、ここは津波時避難場所になっております。ところがここはホロシリ乗馬クラブ、パークと一緒にですから私もしょっちゅうパーク行きますから係員の人に聞きましたら、当日あそこは聞きましたら、大体少なく見積もっても50台ぐらい駐車できるっちゃうことです。ただ、私はちょっと見たところでは7、80台は駐車できるんじゃないかと思うんですけども、当日避難してきたのは温泉がびっしりだったから来たっちゃう事で、来たのは10台だと言っておりました。ですから、50台にしてもまだ40台ぐらい余裕ある。だからそういう点で、このホロシリ乗馬クラブが避難場所としてまだあまり町民に周知されていないんじゃないかなっちゃう事と、あるいは温泉のほうでの誘導でうまくいかなかったのかなというふうに思っています。こういう点でもやっぱり周知方法もちょっと検討すべきでないかと思っています。

それと、今の点でも関連ありますけれども、情報伝達の確実性はもっと分かりやすいものを作ったほうがいいんじゃないかなと思っています。避難経路などを地域ごとにつくったマニュアルが必要ではないでしょうか。昨年、同僚議員の質問の答弁では、河川氾濫により想定される浸水区域を対象に、避難指示の発令までの間に避難準備のチラシを全戸配布すると答弁されております。ですから、津波に関わって言えば、津波に関わる自治会っちゃうのは大狩部、節婦、北星町、中央町、本町、東町の6自治会です。ですから、今家庭に配られている防災マップだとか、あれも非常に有効ですけども、私は考えてるのは、今回これ出されたようなもので本当に一目見て町ごとに本町の皆さんの避難場所はここですっちゃう事で、裏表で厚紙かあるいはクリアファイルに入れて、各世帯に、対象する世帯に配れば非常に便利でないかなと思っています。その点もぜひ検討していただきたいと思っています。避難所マニュアルですけども、先般の町の防災計画も見せてもらいました。綿密な計画で感心しましたが、今話したように、あれはもう当然役場の防災職員が熟知しておること必要だと思うんですけども、全町民にやっぱりさっき言いましたように、こういう簡単なものをやっぱり配るべきでないかなと思っていますので、それも検討していただきたいと思っています。

それから、女性職員の問題ですけども、これも今答弁ありましたように、大変職員の数の問題もありますから困難だと思いますけども、新しい道のマニュアルでも、避難所運営のリーダーに男性、女性双方配置と述べています。どうしても困難なら、新冠の場合、たまたま女性消防団員が10名近くおると思います。これらの人たちの連携を考える必要はないでしょうか。先日、私は消防組合の議員をしていますので、監査のときに新冠支署の方と話しましたら、消防署もそのことを考えていて、役場ともその点で話をしていきたいと話しておられました。ぜひ消防とも話し合って、協力して連携して進めてもらいたいと

思っております。それから、

3点目は空調設備ですけども、今報告あったようにいろいろ検討されてるっちゃうことですけども、今回町長の行政報告の中でも、必要性を感じた町の時期が夏だったもんですから痛切に感じたと思いますけども、ぜひ早急に進めていただきたいと、そういうふうに思っております。以上です。

○町長（山本政嗣君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 武藤議員から何点かにわたりまして再質問を頂きました。

まず、避難場所拡大をするべきでないかということと、情報伝達あるいは空調、防災担当としての女性職員の配置、それぞれ頂いたわけでありますけれども、まず、今回実感いたしましたのは、通常の避難訓練と違ひまして、これは実際に津波が押し寄せなかったから、こういうことをお話しできるわけでありますけれども、来るということを前提にした中で、今回対応する役場職員も町民の皆さんもそれぞれ避難というものを実感していただいた。この中で見えてくる課題、問題というのは本当に多くあったんだろうと思います。役場の中でも、記憶や熱が冷めないうちに、それぞれ担当した分野、部署で気づいたこと、足りなかったこと、これを持ち寄った中で次に生かそうということの中で、反省会議も行っているところであります。非常に多くの課題や問題、要望というものが出てきておりますので、そういったものも今整理をしながら、今後につなげていきたいと考えているところであります。

そういうことを前提にいたしまして、避難場所、それも同じように今回のことで指定をされているけれども、指定されていないところもあるのにそこは行けなかった、これも反省の一つであると思いますし、あるいは、有事の際には例えば今温泉の例を頂きましたけれども、温泉の職員の皆さんが駐車場の状況を見て、ホロシリ乗馬クラブを御紹介していただくとかっていう、町民の皆さんにも御協力を頂きながら、あるいは第三セクターとしての役割の中でそういうこともお願いしていかなければいけないというようなことも含めて、今後検討を加えていかなければいけない。避難場所につきましては、一応避難場所の指定をしますけれども、様々な災害の中で、必ずしもその避難所までたどり着けるかどうかというのは分からない中で思い込むということについても、これは避難の上では問題となると思いますので、それぞれがいかなう災害のときに、どこに逃げようかということをしつかりと認識をしていただくような、周知ということについても意を用いていかなければいけないというふうに思います。

情報伝達の部分に関しましても今申し上げたとおり、さらに精度を高めていかなければいけないというふうに考えているところであります。

防災担当として女性職員の配置はしておりませんけれども、先ほど申し上げましたように、避難所への対応、あるいは要支援者への対応という部分に関しましては、女性職員の保健師だとか、女性職員を対応させているという現状がございますので、今御提案のあり

ました女性消防団員の皆さん方に御協力を頂くということについても、しっかりと消防の方と協議をさせていただきたいと思います。

最後に、空調の問題でありますけれども、私も避難所開設している時間帯において、避難所を見て回らしていただいたわけでありまして、やはりあの時期の体育館、特に体育館の暑さというものを私は実感してまいりました。そういう意味で、冷房設備といいたいまいしょうか、そういったものを和らげる対応、対策というものは必要だなということを実感しておりますので、繰り返しになりますけれども、体育館に関しましてはその必要性を感じておりますので対応いたしますけれども、いかなうな対応にするかということにつきましては、小学校の建て替えの検討と合わせた中で、検討を出してまいりたいと思いますので、御理解を頂きたいというふうに思います。以上でございます。

○9番（武藤勝罔君） 再々質問ございませんか。

武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 今回トイレカーの購入だとか避難所の備蓄品の増強だとか、そういう点でたくさんの前進はあります。しかし、先ほど述べたように、スフィア基準に照らしますと多くの課題もあるのも事実です。例えば、このスフィア基準見ても、私もやっぱり環境改善でやっぱりトイレの問題が大事だと思うんですけども、トイレは例えば避難者50人あたりに1基、女性と男性の比率は3対1として確保すると。あるいは、それから居住スペースは避難者1人当たり最低3.5平方メートルを確保ということで、すぐ単純にいかないと思います。例えば、予算の関係もありますから、とにかくやっぱり優先順位をつけて、なるべくこのスフィア基準に近づくような取り組みを、ぜひしていただきたいと思っておりますので、その点の見解を伺って、この質問を終わりたいと思っております。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 前段の答弁でも申し上げましたけれども、スフィア基準は大変有用な基準であるということ、先ほど来申し上げました。議員御指摘のように、財政的な問題、基準は基準としてしっかりと受け止めながらそこに向かうわけでありまして、やはりこれを各公共団体、地方公共団体がそれぞれの町で備えていくということに関しましては、やはり国、道の支援策というものも求めさせていただかなければ、なかなか立ちいかない部分もございます。

あるいは、広域的な市町村が、これらのものを共有し合うということの中で、補完する機能というものもこれから考え方としては必要になってくるのかもしれない。

そういったことを含めまして、スフィア基準を十分念頭に置きながら、対応、対策を講じてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 引き続き、「生活保護世帯へのエアコン設置の支援を」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○9番（武藤勝圀君）　ここ日高地方でも年々暑さは厳しくなってきました。エアコンは生活に必要なものになってきています。生活保護世帯へのエアコン設置のための購入支援の拡充が必要だと思います。4点伺います。

一つ、現在までの生活保護世帯へのエアコン設置に関わる支援件数はいくらありますか。

二つ目、厚生労働省社会援護局保護課は、今年5月30日に「生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い等について」という事務連絡を発出しています。これによりますと、生活保護世帯においては、エアコンを含め、日常生活に必要な生活用品については、保護費のやりくりによって計画的に購入していただくものであると述べております。この事務連絡などの生活保護世帯の周知はなされていますか。

3点目、最近の暑さは命に関わる危険な状況です。日高地方においても、エアコンは生活に必要なものになっております。生活保護世帯の8割以上が、熱中症リスクの高い高齢者世帯です。急ぐべき課題だと思いますが、いかがでしょうか。

4点目、エアコンは便利な家電ですが、反面、電気代が高額になるのが難点です。冬季間に暖房費に関わる冬期加算があるように、夏季にも夏季加算を創設するよう、他市町村等とも連携して国に求めていくべきではないでしょうか。見解を伺います。

○議長（氏家良美君）　答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君）　武藤議員から頂きました「生活保護世帯のエアコンの設置への支援」についてお答え申し上げます。

当町における生活保護の事務全般につきましては、御承知のとおり北海道日高保健福祉事務所が所管をしており、この事務所が実施者ということであります。エアコンの設置につきましては、議員から御指摘頂きました国の通知内容に従いまして、指導助言が行われているというふうに認識をしております。エアコンの購入費用に関する福祉事務所の指導内容を確認いたしました。3点ございまして、一つ目には、エアコンを含めた日常生活に必要な生活用品、これは生活保護費のやりくりによって計画的に購入する。これは、議員が御指摘頂きました。二つ目として、病気や障がいなど特別な事情がある場合については、7万3000円の範囲内において、保護費として支給可能であること。三つ目として、日頃のケースワーク業務の中において、購入意向などを確認するとともに、必要に応じまして、購入に向けた家計管理に関わる指導助言、これを行うこと。これらの対応が図られているという確認をしております。

また、御心配頂きました、熱中症予防に関する取り組みといたしましては、電気料金の滞納等によって、冷却機器が使用できなくなるようなことを防ぐために、家計の管理指導を行っている、あるいは熱中症の予防法に関する指導助言などもなされているということを確認いたしました。

そこで、御質問の1点目にございます、エアコンの設置に係る支援件数であります。保護行政の実施者であります、日高保健福祉事務所に確認をいたしましたが、直近2年間に

おきまして、日高管内の相談支援した件数はないということが確認されております。

次に、御質問２点目、制度内容の周知に関してであります。福祉事務所のケースワーカーはエアコンに関わることを含め、日頃から、生活保護制度全般にわたりまして、指導助言を行うことになっておりますし、これを実行しているということでもあります。また、町に同様の相談があった場合については、実施者である福祉事務所の見解を踏まえた中で、助言を行っているところでございます。

御質問の３点目、生活保護世帯における高齢者への熱中症対策についてであります。御指摘のように熱中症対策は今や高齢者を問わず全町民の課題でもあり、現状では熱中症予防啓発を行うとともに、公共施設をクーリングシェルターとして開放する取り組みなどによって対応を図っておりますけれども、やはり今後の気象状況を注視しながら、年齢、生活状況、健康状態などを全体的に考慮した中で、更なる対策の必要について、検討を加えていかなければいけない課題であるというふうに認識をしております。

最後に、国に対する夏季加算の要請についてであります。これも御承知かと存じますが、生活保護費につきましては国におきまして、有識者の皆さんで構成される社会保障審議会の答申に基づいて、この生活保護費は決定をされております。夏季加算におきましても同様の扱いとなっているわけでもあります。

気象環境の変化も厳しくなっておりますけれども、要請の必要性につきましては、やはり、町村会などとの連携の中で組織を通じた検討協議というものも必要となりますことから、現段階の中では御意見として賜っておきたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

武藤議員。

○９番（武藤勝罔君） 札幌管区気象台の発表では、新冠、新和での記録ですけれども、平年差でプラス２．８度と報告されております。ここ２、３年、私自身も車で町内を回ってみてもエアコンの設置、これはつけてるかどうかわかりませんが、外に室外機が見えるわけですから、その家庭がこの２、３年やっぱり新冠でも増えてきてるなと実感しております。私の団地内でも増えているのが分かります。

エアコンは今や、生命維持装置の一つ言っても過言ではないと思っております。この保護費のやりくりによって、この購入が困難な場合は、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付けを活用しての購入も可能となっておりますので、まず周知を徹底すべきことが大事でないかなと思っております。私たちも実は、先週からの共産党の町議団で振興局に交渉していきまして、その中でも、管内では、まだ実際につけた例はないという報告を受けて来ましたが、やはりそういうやりくりって可能ということですので、まだやっぱり実際上は生活保護世帯の人には感じてきてると思うんですけども、あまり北海道のつけてる率が低いものですから、なかなかケースワーカーにも相談してない例が多分あると思うんです。ですから、ぜひ町でも、今、先ほど町長からも答弁ありましたが、やっぱりまずそういう制度があるんだということを徹底することが、大事だと思うんで、その点ぜひお願い

したいと思います。どうですか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 再質問にお答えいたします。このことに限らず、町の施策の周知、これが十分なのかどうなのかということは各課の中でしっかりと調査検証しながら、強化を図っていかなければいけないものであります。

今、御指摘の内容につきましても、周知不足という御指摘を頂きましたので、それらの制度の御紹介もさせていただきたいなというふうに思います。加えて申し上げますけれども、暑さ対策、今生活保護世帯の高齢者を例にとりいただながらということでありましたけれども、冒頭申し上げましたように、これは全町民が暑さ対策に苦慮されているということでもありますので、保護制度に限って言いますと、確認をしますと、例えば地方自治体が助成をするということが収入認定になってしまつては駄目なんだなと思ひながら、この答弁の準備をしたんでありますけれども、そこはないようでありますので、保護世帯を含めた要支援者というんでしょうか、高齢者を含めた支援を要する方々に対する支援のあり方については、気象状況も勘案しながら、対応策については継続して検討を加えていかなければいけない課題であるという認識をしておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

武藤議員。

○9番（武藤勝圀君） 最後になりますけれども、今の国の生活保護を行政、これは大変冷たいものだと思っております。最近の例で言えば、安倍政権のときに生活保護費が減らされて、それは違法だというのはこの前最高裁で憲法違反だと判断、断罪されたわけですが、いまだに謝罪もないし、普通は憲法違反と言われたわけですから、追加分支給しなきゃならないです。それも追加する見通しもないようです。だから非常に冷たい。もう訴えた約1000人ぐらいのうち200人ぐらいの人はもう既に亡くなってるんですよ。ですからやっぱり、緊急にね、これをやるべきだと思うんですがそういうふうに非常に冷たい行政です。厚労省もこのエアコンつけるっちゅう事で周知する通知は出していますが、しかし、厚労省自体も社会保障削減するという方向ですから、非常に冷たいと。この問題では、国と道と、道で言えば社会福祉事務所、町の役割はあるわけですが、国は3分の2の4分の3の補助を出して、あと道では要するに、振興局、ケースワーカーなんか相談して認定して出す、そういう関係なんですけれども、やっぱり道あたりも国の意向に沿って今水際作戦といって、なるべくその生活保護を受給しないようにしようなことでやってますんで、やっぱり1番生活保護者に1番近いのはやっぱり町だと思うんです。ですから、町のほうでもやっぱり生活保護世帯の人に寄り添ってやっぱり、調整をぜひ進めてほしいということを最後をお願いしまして、質問を終わります。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 武藤議員も、制度内容、あるいは町と国の制度の中における関係性を十分御理解頂く頂いた上での町民目線での御質問というふうに承りますけれども、残念ながらこの保護制度の如何を市町村が云々するわけにいかないもんですから、この場で私がこの制度の内容についてという部分について触れることは不適切ではないかなというふうに考えますので、いずれにいたしましても、御指摘の内容が、いわゆる生活保護世帯の方々から見ると不十分だという感覚、これは、御指摘のように町民の皆さんの生活を1番近くで見る我々が、1番感じなければいけない立場でもありますので、そういった実態というものをしっかり把握させていただいた上で、必要な部分につきましては、先ほども言いましたけども、単独の町というよりは日高町村会で議論を深めながら、国、道に要請するべきは要請していくと、こういう流れになろうかと思いますので、しっかり町民の皆さんの実態と声を聞き取った中での町政運営に心がけていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 以上で武藤議員の一般質問を終わります。

次に、海馬澤真紀子議員の「高齢者が安心して集える場所、認知症予防について」の発言を許可いたします。

海馬澤議員。

○2番（海馬澤真紀子君） 2番海馬澤です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、高齢者が安心して集える場所、認知予防について質問します。

1点目、町内においての高齢者の方が日常的に集える場所、地域サロン、健康体操はどのように整備され、地域に公平に存在していますか。

2点目、その中でも新冠町で実施されている認知症カフェなどの取り組みについて、現在の状況と利用者の反応と課題についてお聞かせください。

3点目、これらの場所に通いたくても「交通手段がない」などといった理由で参加をためらう方もいます。町としてそうした潜在的な参加者に対して、どのような対応をしてくか伺います。

4点目、今後、認知症予防の視点も含め、こうした場所を増やすための、町の基本的な方針があればお聞かせください。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 海馬澤議員から御質問の「高齢者が安心して集える場所認知症予防」についてお答えをいたします。

高齢者の皆さんが住み慣れた自宅や地域で健やかに暮らせる期間をできる限り維持していくためには、日頃の健康管理と心身が健康な段階から介護予防に取り組むことが重要であります。

町におきましては、心身が虚弱となる、いわゆるフレイルの予防として、運動機能の向

上、口腔機能の向上、栄養改善、そして人と集い交流を持つ社会参加、この4本の柱に加えまして、認知症機能と心の健康の維持、これを目的に各種介護予防事業を展開させていただいているところであります。

御質問の1点目でございますけれども、高齢者が日常的に集える場所として、町内で行われております地域サロンと健康体操につきましては、主に「認知症カフェ」と「いきいき100歳体操」が該当いたします。

認知症カフェにつきましては、現在、社会福祉法人、NPO法人、さらには介護保険事業を提供する合同会社が実施主体となっておりまして、市街地で開催されるものが2か所、朝日地区で開催されているものが1か所でございます。

また、いきいき100歳体操につきましては、これは平成27年度に北海道のモデル市町村となりまして、住民主体による通いの場の創設と介護予防の効果的なプログラムの一環といたしまして、地域住民あるいは高齢者の団体等へ広く普及啓発活動を行ったものでありまして、現在は市街地の三つの地域において、週1回の活動が行われております。

そのほか、いきいき100歳体操から歌声集会に内容を変更しながら、高齢者の集いの場を設けている地域も市街地に1か所あります。

これらの活動につきましては、事業所もしくは地域住民が主体的に行っているものでありますので、町といたしましては、活動が継続できるよう、アドバイザー支援を行っているところであります。

また、町が実施しております高齢者の集いの場といたしましては、通所型介護予防事業である「お喜楽おたっしゃ塾」や認知症予防事業の「脳の元気アップ教室」、そして疾病や介護予防意識の高揚を図ることを目的としております「あんしん座談会」、これらを行っておりまして、開催場所につきましては、レ・コード館、保健センター、役場庁舎といった市街地のほか、お喜楽おたっしゃ塾につきましては、事業の半分の15回を節婦地区で、また、脳の元気アップ教室についても、全32回のうち28回は地域の生活館等を巡回させていただき、開催をいたしているところであります。

2点目の認知症カフェの取り組みについてでありますけれども、改めてここで認知症カフェについて御説明させていただきますと、これは介護保険制度の中で位置づけられております地域支援事業の一環でありまして、認知症当事者やその家族、地域住民、介護や医療福祉に関わる方々が気軽に集ってお茶や軽食を楽しみながら、交流や相談を通じて認知症への理解を深め、そして、互いに支え合うための場として、運営主体といった実施方法につきましては、地域の実情に応じて多様な形態が認められているものであります。

1点目の御質問でも申し上げましたが、現在町内には3か所の認知症カフェがありまして、手芸や料理、音楽、体操、講話など毎回多彩な内容で各々毎月1回開催されております。それぞれのカフェに特色もありますことから、楽しみながら複数のカフェに継続して参加される方々もおりまして、地域住民が気軽に集える交流ができる場として評価されている一方で、認知症当事者の参加が少ないといった課題もございます。

保健福祉課におきましては、新たに認知症カフェの運営を希望する団体の立ち上げ支援、あるいは事業費の補助、運営のアドバイス、また、課題であります認知症当事者の参加促進に向けた支援をさせていただいているところであります。

御質問の３点目でありますけれども、集いの場までの交通手段がないとされる方への対応でございますけれども、まず、認知症カフェやいきいき１００歳体操といった、事業所や住民主体の活動につきましては、朝日地区で開催されている事業を除きまして、会場までの移動につきましては参加者に委ねられております。

同じく町で実施しております各種介護予防事業につきましても、会場までの移動は参加者に委ねさせていただいているところであります。

交通手段は徒歩のほか、遠方の方はメロディー号の利用、御家族の送迎、参加者同士の乗り合わせなど様々でございますけれども、市街地を会場とする介護予防事業の際には、開催時間をメロディー号の運行時間を考慮して、設定しているほか、介護予防事業への参加に限らず、外出機会を確保し自立した日常生活を送るための支援として、メロディー号や路線バスの乗車体験事業も毎年行わせていただいているところであります。

また、来月からは、メロディー号がＡＩオンデマンド化されますので、自宅から目的地まで予約運行が可能となります。このことによって、さらに利便性が向上し、事業参加者の増加につながるといった効果も期待をさせていただいているところであります。

これまでは、交通手段がなくて集いの場に参加できないといったような相談を寄せられたことはほぼございませんけれども、御質問にありますとおり、参加をためらわれている方がおられることも考えられますことから、そのような場合には、まず保健福祉課へ御相談を頂きながら、メロディー号の活用を中心に可能な限り集いの場への参加につながるよう、支援や周知をしてまいりたいと存じます。

御質問の４点目、認知症予防の視点を含めた高齢者の集いの場所を増やすための基本的な方針についてでありますけれども、高齢者に関する保健福祉施策を総合的かつ計画的に実施するために、老人福祉法に基づきまして、高齢者保健福祉計画を策定しております。

現在は、令和６年度から８年度までの３か年を計画期間とする第９期計画をもとに各種事業を展開している状態でございます。

当計画におきましては、高齢者の社会参加と地域の支え合いの促進を基本目標の一つとして掲げておりまして、そこには行政だけではなく、町民や地域、関係機関などがそれぞれ主体的に、かつ世代や分野支え手や受け手の関係を超えて支え合う地域共生社会の実現を目指して、地域の中での課題解決力が強化できるよう支援すると定めております。

高齢者の集いの場所は、先ほど触れました町が行う介護や認知症の予防事業のほか、認知症カフェやいきいき１００歳体操といった事業がございますので、これらの地域活動が継続して、さらに広がっていくよう支援と普及啓発活動に引き続き力を入れさせていただくとともに、認知症サポーター養成講座や地域見守り、あるいは見回り活動事業、これらの実施によって、認知症への理解促進と地域で支える人材の育成を引き続き図ってまいり

たいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

海馬澤議員。

○2番（海馬澤真紀子君） ありがとうございます。一つ提案があります。男性の方の参加が少ないと感じますので、男性の方も参加しやすい内容の検討をお願いします。私も実際参加してみて、おしゃべりしながらの作業は楽しかったので、たくさんの方が仲間入り、参加できるといいなと感じました。こういった高齢者の方々への活動の開催に興味を持たれている方の声もあります。高齢者が地域で孤立せず、生き生きと過ごせるために、参加者に寄り添った事業展開を進めていただきたく思います。以上です。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 再質問にお答えをいたします。御提案頂いた内容につきましては、全くそのとおりであると思います。私の政策判断というよりは、必要な事業の工夫の範囲の中で、各課の事業工夫の中で展開していくものと思いますので、その旨、しっかりと原課に指示を加えたいと思います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○2番（海馬澤真紀子君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で海馬澤議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再会 午前11時 5分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。酒井益幸議員の「ゼロカーボン策について」の発言を許可いたします。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） 1番酒井益幸です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、ゼロカーボン施策について一般質問いたします。

当町におけるゼロカーボン施策におけるまちづくりについて、将来に向けて施策推進は必要であり、温室効果ガス実質ゼロを目指して、未来にまちづくりの施策に方針を定めたことは、大変評価できます。関係者からは、一刻も早く施策を推進すべきとの声もございます。実行計画によって、国からの財源確保につながり、まちづくりの一助になると考えます。

一方で、本計画における区域施策編は、地球温暖化対策に対する専門知識や知見を有しなければならないなど、策定に向けて職員不足解消や制度的知識、地域事業者との連携、協力なども必要と思われます。計画に取り組む対策の予算等の確保が難しいとお聞きする

など、策定に向けて自治体ごとに判断しており、実行計画策定に当たり、これらの課題等の問題はないのでしょうか。

ゼロカーボン施策に関しまして、先般行われた第2回定例会におきまして、御答弁頂きました町長の公約であります「一般家庭への太陽光発電の導入補助制度」創設を考えておられますが、慎重に進めるべきと考えます。過去におきまして、太陽光発電に関する事業を実施した経緯があり、事業見直しの対象となっております。一般家庭における電力買取制度、FIT制度がございますが、一般住宅の電力売電期間は10年とされております。本制度開始時は、買取価格1キロワット当たり42円でありました。その後は年々下がり続け、現在は15円とされております。加えて、建築済み一戸建て住宅では設備が対応しておらず、パネルなど発電システムの後付け設置工事が高額となるケースがございます。太陽光パネルの耐用年数は約20年とも言われ、年数を過ぎると極端に発電能力が下がり、パネル廃棄が高額ともなります。廃棄にまだ問題を抱えており、普及が進まないとされております。個人設備投資としてのリスクがあるように思います。このことから、果たして町民が望んでいるのか疑問が生じます。

施策推進における太陽光発電普及の考え方について御所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 酒井議員から御質問頂きました「ゼロカーボン施策」についてお答え申し上げます。

まず、実行計画策定の課題に関する御質問に関してでありますけれども、計画の策定につきましては本年第2回定例会での但野議員への御答弁でも申し上げましたとおり、実行計画区域施策編は地域特性を踏まえまして、住民、事業者、教育機関との連携、あるいは合意形成、さらには町全体の温室効果ガス排出量の正確な把握が不可欠でありますために、時間と専門性を有する困難な作業であるために、高い知識と技術が課題の一つと認識しているところであります。

町では、それらのノウハウを有する事業者と委託契約を結びまして、専門的な助言や排出量積算の協力を得ながら、課題解決に努め、策定を進めていく考えとしておりまして、次年度の発注に向けまして、現在計画骨子の検討など、内部検討を進めている状況でございます。

次に、太陽光発電導入補助制度についてであります。地球温暖化が進む現在、二酸化炭素排出量抑制に関わる取り組みは、これは否応なしに取り組まなければいけない施策であり、そのため町では現在、太陽光発電導入補助制度の制定を担当課において準備しているところであります。

準備の中では、過去に町の補助制度を利用して太陽光パネルを設置いたしました世帯に、設置後の感想などを調査しております。まだ調査は途中でありますけれども、現時点で回答の70%を超える世帯が設置したことに「よかった」と回答していることから、補助制

度の意義は一定程度あったものと捉えさせていただいております。

また、補助制度につきましては、設置費用を支援するだけでなく、再生可能エネルギーの普及による環境保全、災害時の電力確保といった生活面の安心も目的とさせていただいております。

再生可能エネルギーの普及といった環境保全につきましては、まさに与党の中で、公明党さんが自民党さんに対して提言もされてきたものでありまして、提言の中では、脱炭素を推進するために、全国各地で再生可能エネルギー資源を活用する取り組みを一層推進するように要望されていると承知をしております。

その御提言は、町の施策を進める上で大変意義深いというふうにも捉えておりまして、これらの国の動向も踏まえて、町として個人家庭レベルでの再生可能エネルギー活用を進め、ゼロカーボン施策を着実に推進してまいりたいと考えたところでもございます。

御質問の中で、御指摘のあった売電価格の下落、あるいは設置費用の高さ、さらには太陽光パネルの廃棄コストなどの課題があることは承知をさせていただいております。

しかし、近年では、売電収入よりも、自家消費あるいは停電時の電力確保を目的とする世帯も増えておりまして、経済的な観点だけではなく、防災や省エネ、そして脱炭素の観点から設置ニーズはあるものと考えているところであります。

また、頂いた議員からの御質問の中で、個人が行う設備にはリスクがあるとして、補助制度の制定に一定の疑問を投げかけても頂きましたけれども、財政負担を含めた個人のリスクを軽減するためにも、補助制度の創設の検討が必要というふうに考えたところでございます。

町といたしましては、御指摘を頂きました課題を十分に把握した上で、現在行っている設置後の調査による効果や課題をより明らかにした上で、補助制度の制定を検討してまいりる考えでございます。

ゼロカーボン施策の推進は、地球環境の保全とともに、町民の暮らしの安全、安心を守り、持続可能なまちづくりを進める上で必要なものであります。未来の世代に誇れる町を将来世代にしっかりと引き継ぐことを目指して、着実に取り組んでまいりる所存でありますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい。今の御答弁でよく理解したわけでありますけれども、ちょっと再質問させていただきたいと思います。

再生可能エネルギーの導入が必ずしも、これ地域に還元されるとは限らないと考えますが、産官民が連携した無駄なく地域で電力を有効活用するコーディネーター力が必要と考えます。

そこで、太陽光発電システムに関する産業を町内で活かすという質問であります。地元企業の意向を踏まえつつ、優先的に進めていくことを望みたいと思います。太陽光発電

施策において、地元産業を活性化させるお考えはお持ちでしょうか。

2点目です。町内に太陽光発電システムに関して気軽に相談できる場所がないと思います。身近なシステム情報が不足しており、普及が進まないとも思われます。次年度以降、公共施設において発電システムの試験的実証事業など実施を検討し、調査研究を含め、結果を公表できるよう、また、発電コストに関するコストデーターや費用対効果など利便性を示すべきであると考えますがいかがでしょうか。2点お願いします。

○議長（氏家良美君） 答弁許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 2点、御質問を頂戴いたしました。

まず1点目、施策推進による地元産業の活性化の考え方について頂きました。まずもって補助事業、第一の目的がそこにはないということについては、議員も十分御理解頂いているというふうに思いますけれども、町の事務事業の執行に当たりましては、議員御指摘のように従前から地元優先の方針というものは図っておりまして、これによって経済振興あるいは地元企業の育成といった観点も、意をもって取り組んでいるところであります。

しかしながら、このケースで言いますと個人住宅の新築あるいは改築におきましては、地元の企業の活用というものを誘導するような形はできますけれども、これを強制していくということについてはなかなか難しい。同じように、事業者の皆さんがそれぞれの事業活動の中で、この再生エネルギーの導入を自らの事業に組み入れるかどうかということについても、これはお願いや誘導という形の中ではできますけれども、ここもあまり強制力を持ってできないということも、課題の一つであるんだというふうに思います。

しかし、ゼロカーボンを全国的に進めていく上で、そういった機運あるいは環境というのは必ず調整が必要になっていくことだと思いますけれども、ぜひゼロカーボン施策の推進の中でですね、業界の皆さん方ともしっかり意見交換をさせていただくことが必要だなというふうに感じております。

もう1点は、相談場所や機会、あるいは情報提供についての御質問頂きました。一般的に言えば、新築をされる方は業者さんや設計業者さんも含めて、こういった情報を入手するのは比較的可能だというふうに思いますけれども、既存の家屋に導入を検討する段階においてはなかなか情報が入りづらい。実は私もこういうことを考えるに当たりまして、自らの住宅に太陽光を設置してみたんですけれども、やはりそこに関心を持って業者さんを探しながら業者さんにお話を聞くと、やはり業者さんからは年間の地域の日照時間を含めてですね、採算だとか、そういったことも含めて詳しく情報が入手することができます。従いまして、そういった情報得る機会というものは、やはり検討していただく上では必要不可欠なだろうと。それと、これだけ住宅でも太陽光発電されている住宅が増えてますから、近隣の御家庭の実態をそれぞれお聞きになりながら、判断を頂くということもこれから必要になってくると思います。

いずれにいたしましても、この事業を推進していく上におきましては、こちらからの情

報提供、あるいは情報の入手機会の創設ということについてはしっかり考えた上で、取り組んでいかなければならないと考えておりますので、しっかり検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） 再々質問する前に、2点目の中に実証事業という質問させていただいたように答弁をまず頂きたいんですけれども、それと一緒に合わせて再々質問したいと思います。

再々質問いたします。

計画策定に向けまして、ゼロカーボン施策推進のために一般住宅及び厩舎や倉庫等において、これ蛍光灯照明器具っていうのが散見されます。LED照明の普及が不可欠と思います、ゼロカーボン政策には。加えて、2027年問題によって、2027年末に蛍光灯及び電球がもたらす水銀による健康被害や環境汚染を防ぐ国際条約が今後実施されます。このことから、製造、輸出入禁止により販売中止となる状況であります。町内におけるLED化の普及を100%目指すのが望ましいと考えますが、情報の周知徹底や助成制度を創設する考えについて、まず1点目伺います。

2点目です。近隣町では省エネルギーの冷蔵庫買い替え促進事業を実施しています。省エネ率100%以上を達成する冷蔵庫を最大5万円まで助成し、町民、事業者双方から大変評判が良いと伺っています。道補助金を活用し、省エネルギー設備導入支援事業を当町でも実施するべきと考えますが、町長の2点所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） お答えいたします。まず失礼いたしました。再質問の中で答弁漏れがございました。公共施設での実証実験の中での情報提供をしたらいいんじゃないかということでもありますけれども、まず公共施設に発電施設をつくって、自家消費をしながら、温室効果ガスの削減に資するような取り組みをするか否かという部分のことにつきましても、これは先ほど来申し上げてるように実行計画の区域施策編の中で、公共施設の対応の仕方ということについては、具体化していきますので、そういった取り組みの中で当然出てきた結果につきましては、公表させていただくことも考えたいというふうに思います。

再質問でLED化と省エネ家電、これ導入への支援ということでもありますけれども、結論は今申し上げたとおりの内容となるわけでもありますけれども、もう既に蛍光灯も製造中止になっておりますし、LEDが省エネに資するという点についても十分理解をしております。御指摘は十分理解させていただきます。

今回のこの太陽光パネルの設置補助の考え方につきましては、再生エネルギーの利用促進ということでありまして、省エネということが大きな背景にあるわけではない。省エネは省エネでまた考えていかなければいけないというふうに思いますけれども、そんな中で、

温暖化対策というのは当然省エネの取り組みというものも必要になってくるわけでありますから、繰り返しになりますけども、蛍光灯を含めた家電製品の買換え支援、省エネという視点の中での買換え支援の必要性に関しましては、実行計画の中でしっかりと議論を積んで、協議を深めてまいりたいというふうに思います。

○議長（氏家良美君） 以上で酒井議員の一般質問を終わります。

次に、但野裕之議員の「観光振興で地域の活性化を」の発言を許可いたします。

但野議員。

○８番（但野裕之君） ８番但野裕之です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、「観光振興で地域の活性化を」について質問いたします。

国内最大の陸域面積を誇る日高山脈襟裳十勝国立公園が、誕生して１年を迎えました。日高、十勝管内の自治体や事業者は、知恵を絞り情報発信を行い、観光振興に取り組んでいます。この１年で、大自然の魅力を楽しむ動きも少しずつ広がっているように思われます。

日高振興局の発表によりますと、２０２４年度の日高管内観光入込客数は、国立公園の指定やロケ地が平取町である実写版ゴールデンカムイの放映と、外国人観光客の増加等により、前年比１０５．９％の１７３万７４００人となっています。ちなみに新冠町は３２万５２００人で前年度約前年度は３０万２３００人で、前年比１０７．６％です。増加要因は、道外、海外のバスツアー客の増加による道の駅周辺施設の利用や「にいかっふるさと祭り」が両日、天候に恵まれたこと。また、ディマシオ美術館のギネス世界記録認定や温泉の入浴客の増加などを挙げていますが、宿泊客数はクマの出没による影響等により減少しているとしています。

近隣町の取り組みとして、平取町では、平取町山岳会が日高山脈の最高峰ホロシリ岳を日本山岳遺産基金に申請し、日本山岳遺産に認定されています。これまでの認定数は４９件で、道内では７例目、日高山脈ではアポイ岳について、２例目となり、３月１日に兵庫県の上山高原とともに認定証の交付を受けています。その評価として、日高山脈の原始性の高い自然環境が特徴で、日本百名山にも選ばれており、その魅力に加えて、平取町山岳会の長年の登山道整備や、年２回の町民登山の開催を通し、ホロシリ岳の魅力を幅広く伝えている点を挙げています。全国的な登山ブームの中で、国立公園の誕生を機にホロシリ岳の注目度が高まっています。平取町はこの転機を好機として捉えているようです。

また、日高町では「親しまれる国立公園に」を合い言葉に、地域振興に力を入れています。３月には、観光業者などに関連する１９団体で日高町協議会を設立し、官民一体で観光インフラの整備を図ろうとしています。

一方、当町はというと、この１年、国立公園をアピールする主だった動きもなく、行政の熱意ある取り組みが見受けられません。他町と比べて国立公園に対する温度差を感じます。

昨年の国立公園の指定、太陽の森ディマシオ美術館の油彩画の世界記録ギネス認定、そ

して、今年度の日高道新冠インターチェンジ開通は、当町の観光産業の転機となることは間違いありません。この転機を好機として捉えて、町主導で観光振興を官民連携して図ることが、当町の活性化、地域振興につながるものと考えます。

町長の国立公園指定に対応した観光行政に係る所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 但野議員から御質問の「観光振興で地域の活性化を」についてお答え申し上げます。

令和6年6月25日、日高山脈襟裳十勝国立公園が誕生いたしました。この指定は、長年にわたり日高山脈を核とした自然環境を保全し、適正に利用するとともに、地域文化を育んできた関係者や関係機関の取り組みが評価され、結実したものでございます。

今後、国立公園を未来に引継ぎ、よりよい姿にしていくためには、将来像を明確にし、その実現に向けて関係者が連携して取り組むことが必要不可欠でございます。

そのため、昨年8月には、学識経験者や国、北海道、関係市町村、登山関係団体、自然保護団体、そして観光関係団体で構成いたします「日高山脈襟裳十勝国立公園協議会」が設置をされまして、本年8月には同協議会によって「日高山脈襟裳十勝国立公園ビジョン」が策定されました。

このビジョンにおいては、国立公園とつながる全ての関係者が連携して取り組みを推進することで、世界水準の国立公園を目指すとしておりまして、当町も関係者の1人として、当町ができることを持ち寄る必要性があるということを認識しております。

このビジョンにつきましては、三つの柱から成り立っておりまして、一つには、厳正的な自然とその恵みを後世まで守り伝える国立公園として、山から海までのつながりやアイヌの世界を含め、公園の根幹を示すものであります。

二つ目は、利用者のレベルに応じた楽しみ方があって、自然体験の質が確保されている国立公園を目指すというものであります。

三つ目は、みんなで国立公園のことを考え、連携、協働して管理運営に取り組む国立公園であります。

こうした中、国立公園と当町との観光的接点として、御指摘のようにホロシリ岳登山が挙げられるわけではありますが、登山ルート維持管理につきましては、国有林の管理を管理を担う森林管理署、ここが林道を管理しております。そして、北海道電力が取水施設や管理道路の安全確保を行い、さらには新冠ポロシリ山岳会の皆さんが登山道の点検、補修、そして山荘のし尿排出などの維持管理を行うなど、様々な関係者の方々がそれぞれの立場で役割を果たしていただいていることで、登山者が安全に利用することが可能となっております。登山ルートの大半を占める管理道路等の通行に関しましては、あくまでも管理者の行為によって利用に寄与されていることに、我々は配慮して考えていかなければいけないと捉えているところであります。

このような環境下において、登山者を含む観光客が新冠のルートに多く押し寄せてしまうことは、やはり安全の確保、あるいは環境の維持の観点から懸念が生じまして、近隣町における登山の環境とは少し異なるものが多いと、積極的に登山者及び観光客の誘致をホロシリ岳登山に行う環境には、今まだないということで認識をしているところであります。

今後、当町が日高山脈襟裳十勝国立公園と観光振興の関わりについて検討協議をするに当たりましては、国立公園ビジョンが示す国立公園のあり方をしっかりと踏まえながら、国立公園と連携が生み出す将来像を観光協会や関係者と共有しながら、当町の観光振興にどのように国立公園を結びつけていくか、この議論を深めていくことが必要であると、現段階では考えているところであります。

加えまして、観光振興の大きな目的の一つ、これは、町内における経済波及効果の創出、そしてその主体は各事業者の皆さんにあるものと思います。

事業者の皆さん同士が目的や方向性を共有し、そしてつながりや連携、協働体制を強めていかなければ実現できないものだと思います。そしてそのような一体感があってこそ、観光振興の目的を達成できるものと考えておりまして、その上で行政として対応すべきことには責任を持ってしっかりと取り組む、あるいは調整を図る、こういうことで、官民連携を図ってまいるのが望ましい姿ではないかなというふうに考えております。

また、国立公園を積極的にアピールすることも重要な要素だと思いますけれども、観光振興の観点からはその先につながる「モノ」、あるいは「コト」。国立公園の先に岬がある、湖がある、山があるというものを目指してくる。あるいは「コト」、イベント、行事、そういったものがその先に用意されていることが大切ではないかなとも考えているところであります。

国立公園と観光を結びつける取り組みは、高いレベルでの環境保全を維持しながら推進すべきことであり、当町の場合、観光振興として国立公園を活用することには難しさも多いことから、今後におきましては模索と検討を続けていくことが必要と考えているところでございます。

繰り返しになって恐縮でありますけれども、日高山脈襟裳十勝国立公園ビジョンが決定したのは今年8月のことであります。これから関係者との意見交換あるいは議論を重ねていく段階にあることを御理解頂きたいと思います。今後の議論、検討を、意見交換を重ねていく過程の中にはぜひ議員の皆さん方からも具体的な御意見を賜りながら、持ち寄りたいと考えているところでございます。

最後に、町の観光振興は関係機関、地域団体が互いに協力して、それぞれの強みを生かすことが、新冠町における観光施策を支える大きな力になるものと考えております。

町といたしましても、引き続きその連携体制の中に入り込み、後押しもさせていただきながら、多くの観光客の方々が訪れていただけるよう、観光環境の充実に向けて支援してまいる考えでございますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。但野議員。

○8番（但野裕之君） はい。今の町長の答弁で、連絡協議会で三つの柱があり、国立公園としてのビジョンを8月に策定されたということで、これからそれに対応しながら進めていくということで、それは十分理解できました。

また、ホロシリ登山道に関しましては新冠ルート、なかなか新冠ルートがいいという方もおりますけども、町道から林道に移管された経緯もあり、なかなか安全面含めて難しい部分があります。そういった部分を含めて、十分注意しながら、可能な限りの新冠ルートの活用を目指していただきたいと思います。

そして、官民連携に関しましては、町長それなりに今までの経験もありますので、観光協会関連事業者と連携していくという、熱い思いを今の答弁で感じました。気概を持って観光行政を進めていただきたいと思います。

一つだけ注文を付けさせてください。道の駅の問題です。改築先延ばしは、私は良しとしましても、反対意見もありますけども、私は良しとします。評判の悪いトイレと駐車場関係の改修だけは早急に行うべきと考えますが、この部分についての答弁をお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 御指摘頂いておりますように、道の駅、レ・コード館の駐車場の利便性の悪さ、それから観光シーズンになったときの道の駅のトイレの利便性の悪さということについては、かねてから、これは御指摘を頂きながら課題とさせていただいて、改修の議論も何度かさせていただきながら見直しになったりというようなことを繰り返しているわけでありますけれども、御案内のように、そのことに関しましては、課題を持った施設であるということについては十分認識をし、協議をさせていただきたいというふうに思います。

一方で、ここも御案内のとおり、町には公共施設、あるいは事業運営の中で、改修、改善を図っていかなければいけない公共施設、制度というものが数多く抱えております。

そういった中で、やはり観光客の皆さんの利便性を向上させるための施策を優先するべきなのか、あるいは学校や老人ホームや医療機関といった部分の住民の皆さんの生活に直結した課題を優先するべきなのかということについては、これはしっかりと行政判断の中で、執行者としての判断をしながら、議会の皆さんとも相談をしていかなければいけないことだと思いますし、そういう観点の中で相談をさせていただいてきたつもりであります。

問題点、承知した中でしっかりと行政の課題を順番付けをしっかりとしながらですね、解決に向けていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○8番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、「緊急銃猟について」の発言を許可いたします。

但野議員。

○8番（但野裕之君） 引き続き、通告に従い、緊急銃猟について質問いたします。

緊急銃猟は、9月1日から施行された改正鳥獣保護法によって創設されたものです。近年、市街地など、人の生活圏内でクマに遭遇し、襲われるなどの被害が相次いでいる中、クマ出没時の緊急対応を強化しようとしたものです。環境省の調べでは、2023年度にクマの被害を受けた人が219人と過去最多を更新し、2024年4月から7月までに55人が被害を受けています。

これまで市街地での銃使用は禁止されており、危険性が高い場合において、警察がハンターに命じての発砲が可能でありました。今後は、必ず緊急銃猟で対応しなければならないわけではありませんが、対応が難しい場合に、予防的かつ迅速に取り組めるようになり、市町村長の判断で銃器の使用が可能になったのです。

この運用が始まる9月を前に、環境省は7月8日に発砲を認める手順を示したガイドラインを公表しています。そのガイドラインの中で、クマ出没時に円滑に対応できるよう、市町村にマニュアルの作成や関係者による訓練を求めています。また、クマの生息数の調査や個体群の管理を強化するなど、総合的な対応の必要性を指摘しています。

当町は、環境省の示したガイドラインに即した準備を行ったものと思います。緊急銃猟の対応は万全なのでしょうか。次の5点について伺います。

1点目、7月8日に環境省がガイドラインを公表してから、9月施行まで2か月間と短い期間ではありますが、関係団体などと協議の場を持ち、環境省の求めている町独自のマニュアル作成は完了しているのでしょうか。

2点目、警察、地元猟友会など関係者によるマニュアルに沿った訓練等を実施しているのでしょうか。

3点目、環境省は7月8日に公表したガイドラインの説明会をオンラインで実施していますが、参加の有無は。

4点目、環境省の主催する「緊急銃猟に係る現地研修会」が、8月21日に上川管内下川町のバスターミナル合同センター及び名寄川河川敷を会場に開催されています。環境省のほか、上川総合振興局、道警旭川方面本部、地元猟友会、道内各市町村担当者など66名が出席しています。当町の担当者の出席はあったのでしょうか。

5点目、7月8日にガイドラインが示されてから9月1日施行までの取組経過を時系列で説明を求めます。以上5点について伺います。

○町長（山本政嗣君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 但野議員から御質問の「緊急銃猟について」お答え申し上げます。

初めに、緊急銃猟の制度内容及びクマの生息数などについて触れさせていただきたいというふうに思います。

御質問を頂戴いたしました緊急銃猟制度でありますけれども、従来、道路や建物などがある住宅集合地域、及び飼養されている動物や乗り物等に弾丸が到達する恐れがある場所

での銃器使用は、鳥獣保護管理法第38条によって禁止されているために、これらの場所での銃使用は警察官職務執行法第4条による、現場警察官の命令行為が必要となっております。

しかしながら、近年、クマの個体数増加によりまして、市街地などの日常生活圏にヒグマが繰り返し出没いたしまして、人身被害にまで発展するケースが発生していることを踏まえまして、国、は本年4月16日に「鳥獣保護管理法施行規則」の一部を改正いたしましてクマ類を「指定管理鳥獣」に指定するとともに、4月25日の鳥獣保護管理法の改正によりまして、法に定めた条件を満たした場合に限り、9月1日から市町村長の判断によって市街地等の人の日常生活における銃器の使用を可能としたものであります。

次にクマの推定生息数でありますけれども、北海道が令和5年度に実施した個体調査数、この発表によりますと、推定生息数では、1991年において5514頭であったものが、2023年には1万1661頭、約30年余りで2.1倍になっております。当町が含まれる夕張・日高ゾーンにおいても同じ1991年には1793頭、これが2023年4056頭と、同じく約30年間で2.2倍となっております。

クマが増加することによりまして、農業被害に対する懸念が高まりますと同時に、山中での縄張り争いに負けた弱い個体が人里付近に追いやられることで、市街地等の日常生活圏近くの出没が頻発化してきましたことから、当町におきましては昨年5月に、これまでのヒグマ対応マニュアルを改定いたしましたほか、新たに職員向けの熊対応初動方針を作成するとともに、10月には、北海道猟友会日高中部支部、及び静内警察署等の関係機関との合同訓練として、市街地付近でのヒグマ出没を想定した警察官職務執行法第4条による発砲命令までの訓練を実施したところであります。

そのような中、本年7月、法改正に基づき環境省が公表した「緊急銃猟ガイドライン」では、緊急銃猟の実施において、市町村長が判断する上で4つの条件が示されております。

一つ目は、人の日常生活圏への侵入条件であります。危険鳥獣が、住居、広場、その他の人の日常生活のように供されている場所、又は電車や自動車、船舶、その他の日常生活のように供されている乗り物に侵入していること、又は侵入する恐れが大きいこと。これが一つ目の条件。

二つ目には、緊急性に関する条件。当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危険を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合であること。

三つ目の条件は、銃猟以外の方法では、的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であること。

四つ目の条件は、安全性の確保。銃猟によって人に弾丸の到達する恐れ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼす恐れがないと認めること。

これら4つの条件が全て満たされた場合に限り、市町村長は発砲の判断ができるとされているところであります。

そのハードルはかなり高いものだとの認識を持ちながら、実施にあたりましては、非常に難しさを感じ、そしてまた慎重な判断が必要になるというふうに感じているところであります。

前段少し長くなって申し訳ございませんでしたが、そこで御質問の1点目のマニュアルの作成についてでありますけれども、環境省が公表いたしました「緊急銃猟ガイドライン」、これは124ページにわたりまして、緊急銃猟を実施するにあたり、先ほど申し上げました4項目の条件のように「必要条件」とするもの。それと「推奨するもの」、これに分けられております。

ガイドラインにおけるマニュアルの作成の位置づけ、これは、緊急銃猟を実施する上で、緊急時に関係者がすぐに参照できるようにしておく合理的な方法として、マニュアル作成が推奨されているというものであります。必ずしもマニュアルにこだわる必要もない、とも記載をされているわけであります。市町村長のマニュアル作成支援は北海道の役割とも記されております。

私どもといたしましては、重要な判断をする上で非常に曖昧な示され方をされているわけではありますが、当町といたしましては、人の日常生活圏への出没があった際に、円滑な対応ができるように平時から備えるよう努めることが、まずもって肝要であると考えております。また、住民の安全を守る観点から、市町村長の判断による人の日常生活圏における銃器の使用が新たな選択肢であることを踏まえますと、緊急銃猟の実施に当たっては、関係機関との連携、調整、共通理解や役割分担の明確化は欠かせないという認識の中から、マニュアルの作成に着手しております。現在、北海道にその内容を確認頂いている段階でありまして、現段階においてはまだ完成には至っていないという状況であります。

御質問の2点目、訓練の実施でございますけれども、令和6年10月30日に東町地区で警察、猟友会、日高振興局、新ひだか町などの関係機関と合同で市街地におけるヒグマ出没想定訓練を実施いたしました。熱探知機能を有するドローンを活用した空中からのヒグマの搜索、あるいは、それに合わせて警察官職務執行法による現場警察官の発砲許可に基づくヒグマ捕獲訓練を実施をさせていただきました。緊急銃猟による訓練につきましても、これはマニュアル作成の進行状況をしっかりと見極めながら、机上訓練、そして実地訓練につながるような訓練を行っていく考えであります。

御質問の3点目、オンライン説明会の参加につきましては、本年7月24日の環境省によるオンライン説明会、これは職員2名が参加をさせていただきました。

御質問4点目の現地研修会の参加につきましては、日程と場所の都合上、参加はできておりませんが、訓練資料の入手は既に終えて参考にさせていただいているところであります。

最後に、御質問5点目でございますけれども、取り組みの時系列、経過でございます。

本年4月25日、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正がなされまして、7月24日には環境省による緊急銃猟に係るオンライン説明会へ参加をいたして

おります。説明会の質疑、資料の結果について、7月28日に受領をさせていただきました。

これを基に、8月25日、日高振興局に対しましてマニュアル作成の支援要請を行いまして、8月29日には下川町での研修資料につきまして入手をし、参考にさせていただいております。

その上で、9月2日には当町のマニュアルの素案を日高振興局に送付いたしまして、その確認をし、現在に至っているという状況でございます。

現状におきまして、緊急銃猟制度は施行されましたけれども、市町村長の判断によります、銃器の使用に関しましては、関わる方々の責任あるいは安全性の確保、関係機関との調整や訓練などにおいて、まだ多くの課題が残っていると感じております。

しかしながら、現下の状況から考えますと、ヒグマに対する住民の安心安全、これを確保する対応は緊急性が求められるわけでございますので、当面の間は現行制度の警察官職務執行法第4条による対応を前提に、その精度を高める取り組みを実施しつつ、緊急銃猟のマニュアル作成や実施に伴う課題の整理に取り組んでいく考えでございます。

その過程におきましては、町議会はもとより、警察署、地元猟友会等関係団体によります連絡会議のようなものも開催いたしまして、十分な意見集約を行って体制整備を行う、そういった過程の上で実施してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○8番（但野裕之君） 再質問ございませんか。

但野議員。

○8番（但野裕之君） はい。今の答弁で町のほうは、きちっと迅速な対応をしていると、課題がありますけれども、そのように感じました。御苦労さまです。

再質問2点ございます。

まず1点目、ガイドラインの中で、市町村の役割として、①現場でハンターの支援、②緊急銃猟の判断、③通行制限、④住民避難指示、⑤記録映像の撮影、⑥地権者との調整、⑦広報、⑧捕獲個体を処理し現状回復とした明記があります。環境省は、「兼務も可」としてありますが、少なくとも10名前後の人員が必要としております。

当町は、緊急銃猟がガイドラインに沿って始まった場合、これらの業務を遂行するのに対応とする10名程度の人員の確保はできる予定なんですか。

2点目、8月29日、北海道猟友会は、事故時の不安が拭えず、法的責任を問われかねない現状への懸念から、市町村から発砲要請があった場合でも、現場の状況を踏まえて、ハンターの最終判断で緊急銃猟を中止できるとする通知を全71支部に出しております。

その通知の中で、駆除要請に応じるかどうかを判断する上で、補償措置に関して、各市町村や民間の保険の補償対象になっているかの確認を求めていると思いますが、その対応は行っているのでしょうか。この2点についてお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 再質問にお答えを申し上げます。

ガイドライン、これから骨格をつくりまして確認をしております。恐らくもう少し肉付けが必要になってくるだろうと思いますし、道内の中では札幌市が先行しておりますので、そちらのガイドラインも参考にしながら、これから中身を深めていきたいというふうに考えておりますけれども、いずれにいたしましても現状の中でクマ対策といいますのは、4月に機構改革の中で体制は一定程度整備をさせていただきましたが、これは人を増やすとかっていうことではなくて、林務係が担当したものを産業課全体で対応しようということの中での対応強化を図らせていただいた。

今後、ガイドラインを実現していく上で、今いる、いないは別にいたしまして、しっかり確保していかなければいけない人員、体制につきましては、しっかり確保していかなければいけないだろうと。そここのところも、どういう兼務体制でできるのか、単独で置くべきなのかということについては、ガイドラインを詰めていく中において、ガイドラインの実施に向けた中で検討をしながら、進めていきたいというふうに思います。

2点目、猟友会のお考えが示されておりますが、道の猟友会のお考えがそのまま支部のお考えなのか、それぞれの地域の支部のお考えなのかっていうと、そこも多様な要望や御意見があるようであります。

私どもはまず、地元の猟友会の皆さん方の実態に即した御意見というものを伺いしながら、進めてまいる考えでございますけれども、マニュアルを作成したり、あるいはこれからこの問題につきましては、国、道にしっかりとした支援要請というのをしていかなければいけない、その中におきましては、今触れていただいた保険の問題、これも大きな実施にあたっては判断材料になると思います。猟友会の方々にとってみたらですね。そういったことも具体的に確認しながらですね、協議を深めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○8番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で但野議員の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午後12時 1分

再会 午後12時59分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。長浜謙太郎議員の「メタバースを活用した学習支援について」の発言を許可いたします。

長浜議員。

○3番（長浜謙太郎君） 3番長浜謙太郎です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、メタバースを活用した学習支援についての一般質問をいたします。

子どもたちを取り巻く環境は、日々刻々と大きく変化しております。人口減少や少子化が進む一方で、不登校児童生徒の数も年々増加しており、教育の機会をどうやって保障していくかが大きな課題となっております。

そのような中、当町では、商工会が中心となり、メタバースを活用した学習塾がスタートいたしました。

これは、子どもたちに新しい学びの場を提供し、教育の可能性を広げるだけでなく、当町の教育力を高める先進的な取り組みであると実感しております。

しかしながら、現状では、行政との連携が十分ではないと感じます。行政として、この学習塾を教育施策の一部と位置づけ、学校や教育委員会と連携して支援していく考えはないでしょうか。

さらに、北海道教育委員会において、「ほっかいどうメタキャンパス」を開設し、不登校児童生徒を対象としたメタバース活用の支援が始まっております。常任委員会の所管事務調査も行いました。この取り組みと当町のメタバース塾を連携させることができれば、不登校支援の強化につながるとともに、町外との交流が生まれ、関係人口の増加にも寄与すると考えます。先ほど同様、行政としてこの連携の可能性を検討していく考えはないでしょうか。

また、当町の児童生徒には既に1人1台のタブレット端末が配布されております。これを活用することで、メタバースによる学習や不登校支援はさらに現実的なものとなり、タブレット端末を有効に使うことにもつながります。この点についてどのような認識をお持ちでしょうか。

メタバースを活用した学習は、教育支援であると同時に、町外との交流を広げ、当町に新たな関係人口を生み出す可能性も秘めております。

行政と商工会、そして北海道教育委員会の取り組みを結びつけ、1人1台端末を活かした学びの仕組みを整えることは、当町の教育力を高め、子どもたちや保護者を含め、住民にとって有益となると考えますが、教育長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

下川教育長。

○教育長（下川徳久君） 「メタバースを活用した学習支援について」、長浜議員の質問に対し、お答えいたします。

1点目の御質問、行政として商工会が中心となって行っているメタバースを活用した学習塾を教育施策の一部と位置づけ、学校や教育委員会と連携して支援していく考えはないでしょうか、についてお答えいたします。

長浜議員が述べられているとおり、子どもたちを取り巻く環境は日々大きく変化しており、とりわけネット環境の進化はめざましいものがあると捉えております。

そのような中、いまいちど義務教育の目的を考えてみますと、その答えは人格の形成と社会の形成者の育成の2点であり、この両者の調和の取れた教育を実現することが、学校教育として必要なことと認識しているところです。

その目的実現のため、学校では、子どもたちに確かな学力、そして基礎的な知識、技能と思考力、判断力、創造力などを育むとともに、豊かな心、健やかな体を培い、これらをバランスよく育成することが求められています。教育委員会は、これら義務教育の目的遂行のため各学校を支えているところです。

新冠町商工会が中心となり、様似町のサービス業「アポイワークス」の協力のもと、本年6月下旬よりインターネット上のメタバースを活用した学習塾を始められたことは存じております。私自身も報道から、この問合せに対し、山間部に住む子どもたちで塾への送迎が難しい家庭もあることから、学校外での学習機会が広がることは喜ばしいこととコメントさせていただきました。

この塾を教育施策の一部と位置づけ、支援してはという御質問についてです。当町の子どもたちは、この商工会が中心となって設立したものをはじめとし、様々な塾に通っております。それぞれの塾におかれましては、子どもたちに確かな学力を身につけさせたいという願いのもと、取り組まれておるものと思われます。これらの塾は、子どもたちにとって学校とは違う学びの場であり、メタバース塾については、教育の可能性を広げる場であると捉えており、子どもたちに確かな学力を身につけさせる点においては、学校教育の目的と相通じるところがあると認識しております。

しかしながら、行政として商工会が中心となって行っているメタバースを活用した学習塾を教育施策の一部と位置づけ、学校や教育委員会と連携させて支援していく考えはないのでしょうか、となってくきますと、多々ある塾の中から一つの塾と連携し、支援していくという考えは現在のところは持ち合わせておりません。

2点目の不登校支援の強化につながる道教委のメタバース施策「ほっかいどうメタキャンパス」と商工会中心のメタバース塾と連携させ、当町の不登校支援につなげてはという御質問についてですが、まずは当町の不登校対応に関わる現状を御説明させていただき、回答させていただきます。

当町における不登校児童、生徒及びその家庭への支援は、早期発見、早期解決と多面的な指導、継続的な指導を目標に、関係各機関との連携を重視しながら行っております。長期欠席、不登校への対応は一律のものではなく、子どもたち一人一人の状態によって変えていく必要があるため、具体的な目標や対応を考えるときには、児童、生徒が現在どのような状態にあるのかを丁寧に評価しながら取り組んでいます。

当町の小中学校の状況ですが、8月現在、4月、新学期から1日も登校できない完全な不登校児童、生徒はおりません。

しかしながら、修学旅行や体育祭などの行事には参加できるものの、相当数登校できない生徒が数名おります。

御質問にありましたメタバースを活用した不登校学習支援についてですが、仮想空間の中で、本人に代わるアバターがコミュニティに参加し、学習や体験活動を行ったり、指導者に相談したりするなど、仮想空間上で社会や人とつながる体験ができる非常に有用な支援の一つと認識しております。

しかしながら、その一方で、北海道教育委員会が運用する「ほっかいどうメタキャンパス」は、多くのコンテンツから子どもたち自身が選んで移動、アクセスする仕様のため、自ら学習を選択、調整する力が必要であること、入退室の時間、午前10時から午後3時までを自分で管理できる生活リズムで過ごしていることなど、利用する児童、生徒の状況によって必要性や効果に違いがあるものと思われ、全ての不登校児童、生徒にとって有用とは言いがたい状況にあると捉えております。

町内各校においては、児童生徒個々のアセスメントシートを作成し、状況に応じて関係機関との連携を図っています。その中で、メタバースへ参加することが有用であると思われるケースがあった場合には、学校を通して、児童、生徒、保護者へ紹介していくことを考えております。「ほっかいどうメタキャンパス」を紹介するにしても、ユーザーである不登校児童の技術的な課題やリテラシー、バーチャルリアルに対する強い依存、保護者の理解など、メタバースによる学びの課題も解消しつつということになります。

また、このような状況、考えでありますことから、商工会中心のメタバース学習塾との連携につきましても、今後の可能性については否定いたしません、ほかの塾など民間の皆さんや教育現場で直接児童、生徒の教育に携わる教職員の皆さんは、連携についてなにを望んでおられるのか、今後はそれらについて確認していく必要があると捉えています。

3点目の1人1台のタブレット端末の活用についてお答えいたします。現在、児童、生徒のタブレット端末の活用場面は、授業と持ち帰りの活用となっており、使用の制限といたしまして学習に関係するもの以外は使用しない、というものがあります。

御質問に上がっているメタバースでの不登校支援や学習支援につきましては、使用制限のかからない内容のものでありますが、その前提としての「ほっかいどうメタキャンパス」や商工会中心でのメタバース学習塾について活用を決めていないこと、また、ネットリテラシーの問題、強度のネット依存の問題など解決すべき課題もあり、タブレットの自由な使用については道半ばであることから、現段階においては、タブレット端末のメタバースでの活用は考えていないところであります。以上、回答させていただきます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

長浜議員。

○3番（長浜謙太郎君） はい。教育行政報告における当町の学力状況調査では、全国、全道平均を概ね下回っており、また、二極化が顕著であるとの報告でした。

私はこの二極化の背景には、家庭の学習機会や学習環境に差が生じていることも一因としてあるのではないかと考えております。学習機会の格差が学習時間や学習習慣の差となり、結果として、学力の二極化につながっているのではないのでしょうか。

学校教育が基本であることは十分承知しており、学校での先生方の取り組みは大変素晴らしいものだと感じております。

その上で、当町の児童、生徒がより良い学びの機会を得られるようにするためには、学校外の学習支援もあわせて考えていく必要があるのではないかと考えます。

その一つとして、通学の時間も不要なメタバースによる学習支援なども一助になり得るのではないかと思います。

合わせて、既に町内にある学習塾とも連携し、基礎学力向上、あるいは探究的学びといった役割や対象をすみ分けることで、より多様な子どもたちに学習機会を広げられるのではないかと考えますが、この点についてのお考えを伺います。

今後、子どもたちが家庭環境に左右されず、意欲と努力次第で学びを深められるよう、町としても多様な学習機会を確保、支援する取り組みをぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（下川徳久君） 答弁を許します。

下川教育長。

○教育長（下川徳久君） 回答させていただきます。

議員おっしゃるように、家庭環境等によって学びの機会に差があるということは、私も教育長といたしまして課題であると捉えております。

それらにつきまして、現教育委員会といたしまして、1人1台端末の中には、学習するために8000シートの学習課題が取り組んでおります。

その取り組みについて、持ち帰って学習する、学習しないにつきましては、児童、生徒の独自性に任せ、選択制としているところではありますが、そういった各家庭においての格差をなるべく是正するような取り組みは、現行いたしておるところであります。

さらにその上で、民間との協力に関しましては、学校現場のニーズ等も考えながら、今後は、学習指導要領も5年後には改訂されることですから、それらの可能性については広がっていくものと捉えているところでございます。以上回答させていただきます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○3番（長浜謙太郎君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、「観光DXによる関係人口の拡大について」の発言を許可いたします。

長浜議員。

○3番（長浜謙太郎君） はい。引き続き、議長より発言の許可を頂きましたので、観光DXによる関係人口の拡大についての一般質問をいたします。

当町は、サラブレッドやピーマンの生産地として全国に名を知られ、レ・コードのまちとしての文化的特色にも恵まれております。

さらに、日高山脈襟裳十勝国立公園という豊かな自然環境にも包まれており、訪れた人に感動を与える魅力的資源が豊富にあります。

これらは当町にとって将来に誇れる大切な財産です。観光による収益を高めることが重要ですが、それだけでなく、当町と深く関わりを保ってくれる関係人口を増やしていくことが、人口減少時代のまちづくりには欠かせないと考えます。

例えば、ふるさと納税を通じて毎年応援してくださる方、音楽イベントやコンサートに繰り返し訪れてくださる方、観光をきっかけに来町を重ねるリピーターなどです。

こういった新冠のファンは、ともに町の未来を考える仲間と言える存在であり、移住定住、地域活動の担い手確保、地場製品の購入促進、SNSによるPRにもつながり、災害時には外部からの支援の輪にもなる可能性があります。

観光協会では、AIを活用した牧場見学マナー観光案内、商工会ではメタバースによる学習塾など、それぞれ新しい挑戦が進められておりますが、行政との連携は十分でないと感じます。

今年、当町においても行政DX推進係が発足しました。この好機を活かし、行政、観光協会、商工会による一体的な連携体制を整え、観光DXを町の基盤として構築することが重要だと考え、以下の5点について伺います。

1、観光協会が取り組んでいるAI観光案内について、行政としてどう評価しているのか。

2、商工会、観光協会が先行して進めているAIやメタバースの活用に対し、行政として今後どのような連携体制を築いていくのか。

3、AI観光案内やオンライン体験ツアーなどの観光DXを行政DX推進係と連携し、当町の観光戦略の一つとして推進していく考えは。

4、ふるさと納税常連者やイベント参加者、リピーター観光客など、関係人口の拡大を観光政策にどのように反映していくのか。関係人口と観光の相互補完についての考えは。

5、行政、観光協会、商工会、それぞれの役割と方向性を共有し、観光DXや関係人口の拡大を進めるための連携の仕組みをどのように構築するのか。

以上、町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 長浜議員から御質問頂きました「観光DXによる関係人口の拡大について」お答えを申し上げます。

デジタルトランスフォーメーションいわゆるDXは、人手不足への対応や業務効率化、競争力の強化などの観点から様々な分野で導入が進んでいると認識をしているところであります。

当町におきましても、本年4月1日付で総務課内に行政DX推進係を設置いたしまして、専任職員を配置した上で、国が示す自治体DX推進方針に基づき、町民の利便性向上や行政運営の効率化を図るため、行政事務のオンライン化や一層の業務改善について取り組みを始めたところでございます。

そこです、1点目の御質問、観光協会によるA Iを活用した観光案内の取り組みについての評価でございますけれども、道の駅で開始された牧場見学マナー案内を含むA I観光案内につきましては、観光客が楽しみながら利用できる点、外国語対応や時間を問わない利便性の高さなどから、これは持続可能な観光推進に大きく寄与する先進的で効果的な取り組みであると高く評価をしております、A Iの活用は、今後の行政運営やまちづくりに有効に活用していくべきとも捉えているところであります。

次に、2点目の、商工会、観光協会によるA Iやメタバース活用への行政連携、及び3点目に頂きました観光D Xと行政D X推進係との連携について、合わせて御回答いたしますが、商工会では、メタバース空間を活用した学習塾を展開し、I C T教育を進めていると伺っております。

また、観光協会のA I観光案内と合わせて、先進的な取り組みを行っており、行政としても学ぶべき点が多いというふうに考えているところであります。

その一方で、行政D X推進係は、行政手続における住民サービスの効率化を主に担当することとして動き出したばかりでございます、その知見や技術活用のノウハウについて内容を深めていく中において、観光分野を含めた行政全般に活かせるよう、庁舎内、関係機関との情報共有に努めてまいりたいと考えているところであります。

4点目の、関係人口の拡大を観光政策にどう反映していくかについてでございますが、町では、観光施策にとどまらず、都市部の若者との交流を通じて関係人口の拡大が進められているものと感じております。

具体的には、複数の大学にフィールドワークの場を提供いたしまして、町内軽種馬牧場や養老牧場での体験、取材を行う機会を設けております。

これらの活動は、馬産地の活性化の議論につながるとともに、町との継続的な関わりにもつながるものであり、関係人口の拡大に結びついていくものと感じているところであります。

また、最近では「山フェスティバル」といった関係人口の皆さんによる民間活動も生まれてきており、その関係人口の増加を視点とした活動は広がりを見せていると実感をしているところでもあります。

御指摘頂きましたように関係人口は、ふるさと納税や、将来的な移住にもつながる可能性を持つ存在となりますので、観光客が関係人口へと発展することを見据え、観光協会と連携しながら、工夫した取り組みを進めていく必要も感じているところであります。

最後に5点目の行政、観光協会、商工会の方向性共有と連携の仕組みの構築についてでございます。

現時点では、行政手続に関わる体制整備を行政としては優先しておりますけれども、観光分野におけるデジタル化の必要性は十分認識をしておりますので、今後は観光協会や商工会などと効果的な連携のあり方について協議する場を設けることを検討してまいりたいと存じます。

今は、D X化で目指す方向性を互いに共有する段階にあるものと考えますし、観光協会、商工会の取り組みが、構成される会員の皆さんの中で活発に利用されていく中で、行政の役割も次第に見えてくるものとも考えているところであります。

また、町内だけでなく、町外との連携も重要であるとの考えから、観光フェアや、高規格道路延伸に伴うイベントなど、管内各町や振興局との協働の機会を通じて連携を深めてまいりたいとも存じます。

観光分野の施策は、D Xに限らず、広域的な連携によってより効果的に推進できるものとも考えており、情報共有や広報活動など、必要な部分から着実に進めてまいりたいと存じますし、今後におきましても町の持続可能な発展に向けまして、関係機関と協力して取り組みを推進していく所存でございますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

長浜議員。

○3番（長浜謙太郎君） 人口減少が避けられない時代において、ふるさと新冠の未来を明日へつないでいくためには、観光客やふるさと納税のリピーターといった関係人口を単なる来訪者ではなく、当町の応援団として育てていくことが重要だと考えます。

そのためには行政が主導するだけではなく、町民や地域団体も一緒になって、関係人口との結びつきを深めていく町民協働の姿勢が不可欠です。

さらに、関係人口とのネットワークは観光や経済面にとどまらず、災害時に支援の輪を広げる大切な力にもなるはずです。

こうした町民協働と防災力強化の視点を踏まえ、関係人口を増やすことを当町の将来戦略に位置づけるべきと考えますが、改めて町長の考えを伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 再質問にお答えをいたします。

今、御指摘を頂いた内容、私もほぼ同感でございます。全国規模で、現在、人口減少が進む中において、町の将来を見据えた町の振興策というものを考えるときに、人口対策、減少対策を進めつつも、やはり関係人口を増やしながら、その関係を深めていく中において、まちづくりを進めるということは、これからのまちづくりの中で大きな視点であるというふうに捉えているところでありますし、それが町の活性化につながる有用な手段であるというふうにも認識しております。まさに大学生との交流、民間のイベントのお話を先ほどさせていただきましたが、これに接して感じることは、まさに新冠町に関心を持っていたく、そして新冠町のことを考えてくれる人が増えること、これは様々な分野において波及が期待できる、これを実感をさせていただいております。

町内の観光施設への来訪者はもとより、町を訪れる方々というのは、仕事で訪れる方々も含め多種多様であります。これらの方々との関係を深めて継続をさせる、そしてそれを

深め広げていくということは、これは議員御指摘のように戦略的な取り組みも必要だと思います。

そういった意味におきましては、総合計画のローリングを、これは定期的に毎年やっていくわけでありますが、その視点も盛り込んでいながら、総合計画の中にもしっかりとそういう考えを浸透させていく必要性も考えているところでございます。

今後ともそういう考え方の中で、まちづくりを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○3番（長浜謙太郎君） ございません。

○議長（氏家良美君） 以上で長浜議員の一般質問を終わります。

次に、武田修一議員の「ヒグマ対策について」の発言を許可いたします。

武田議員。

○10番（武田修一君） はい。それでは、「ヒグマ対策」について早速質問に入らせていただきます。

最近、全道各地でヒグマの出没や食害が相次ぎ、また、人命に関わる重大な事例も発生しています。

町内においても様々な場所で目撃されており、これまでどおりの対応ではうまく立ち行かなくなってきたのではないかと大変危惧しているところであります。

日々命がけでヒグマ対策にあたっているハンターの皆さんはじめ、関係する方々には改めて心から感謝申し上げます。

また、担当する町職員の皆さんも大変御苦労さまです。

ヒグマは移動距離も大きく、どこに潜んでいるのか分からないなど難しい問題も少なくありませんが、だからこそ、町民のより安全安心な暮らしのために、災害級の対策が急務であると考えますが、現状はいかがか、御所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 武田議員から御質問頂きました「ヒグマ対策」についてお答えを申し上げます。

近年、ヒグマの出没や、それに伴う食害が増加をいたしまして、さらに市街地における人身被害の発生など、人の軋轢が深刻化していることを踏まえ、国は昨年4月、鳥獣保護管理法におけるクマ類の位置づけを「保護動物」から「管理動物」へ変更する改正を行いまして、同法に基づいて、北海道は、第2期北海道ヒグマ管理計画を昨年12月に改定をしております。

改定のポイントは、人との住み分けを図るゾーニング管理や個体数管理、モニタリング専門人材の育成などが盛り込まれているところであります。

ヒグマ個体数につきましては、前段の但野議員への御答弁で申し上げましたけれども、

1991年に対して2023年実績でそれぞれ約2倍に増加をしておりますし、新冠町内での出沒状況でも増加傾向があるわけでございます。

また、農作物の被害におきましては、デントコーン畑をモニタリングしておりますけれども、令和4年から令和6年のこの3年間において、年間平均で3350万円程度の被害を確認しており、これらの増加も懸念材料の一つとして捉えているところであります。

また、議員御指摘のとおり、農村部の家庭菜園における食害、判官館森林公園、新冠温泉付近など、人の日常生活圏域への出沒が増加傾向にありまして、人との軋轢が増加することによる人身被害を防ぐ仕組みの構築が急務であるとの認識のもと、関係機関との連携、調整など準備を鋭意取り進めているところでもございます。

御質問にもございましたとおり、ヒグマの移動距離や潜んでいる場所の予測がつかない中でも、対応が必要なわけでございますが、人との軋轢との低減に向けた方策の一つとして、国と北海道はヒグマとの空間的な住み分けを図るゾーニング計画の策定を推奨しております。

国、北海道の見解においては、市街地、市街地周辺、農耕地と森林などのクマの生息地の地域区分を設定をする、いわゆるゾーニングをする。クマの生息域と人の日常生活域を隔てるための緩衝帯を整備する。そして、放任果樹等の誘引物の管理、移動ルートとなる河川の生息環境管理などを講ずることが有効な手段であるとされていることでありますけれども、当町は、市街地付近にも農耕地や森林が混在しておりまして、ゾーンの設定や考え方について、現在、北海道ヒグマ対策室及び大学のヒグマ研究者へ照会中でございますけれども、それらの作業を進め、当町のヒグマゾーニング計画を策定し、運用を進めてまいる考えでございます。

また、先行して取り組んでおります草刈りについて御説明申し上げますが、出沒が頻発している旧朝日小学校グラウンド横、町有防風林内の草刈りを昨年から実施をいたしました。

クマの背丈が隠れるくらいの草が生い茂っていた防風林内の見通しが図られたことで、草刈り以降は、当該事例は確認されておらず、草刈りは一定の効果が見られたところでありますが、一方で、数百メートル離れた箇所を横断する目撃情報も新たに発生をしており、クマ対策は一進一退であることを肝に銘じながら、今後も取り進める所存でございます。

また、市街地等、人の日常生活圏域における出沒に関する対応につきましては、緊急銃猟についての答弁のとおりでございますけれども、その対応時においては、議員御指摘のとおり全町職員及び北海道や警察署、猟友会等関係機関による災害級の対応が必要になるものと考えているところでありますし、出沒を未然に防ぐ方策の一つとして、日高南部森林管理署と定期的を開催しております林政連絡会議の場におきましても、人の日常生活圏域に隣接する国有林内での防除対策の実施について、強く申し入れを行ったところでもございます。

それらを踏まえまして、町では、本年4月の組織改革におきまして産業課内に鳥獣被害

対策推進室を設置いたしまして、これまでの産業課林務係２名での対応から、産業課職員７名での対応とし、夜間休日を含め対応が可能な体制を整備し、クマ出没時の対応の迅速化を図っているところでございます。

また、市街地等におけますクマ出没時には、対策室を中心に役場内情報の共有や住民周知、避難に関わる役割分担などのマニュアルを作成し、対応を強化しているところでもございます。

いずれにいたしましても、クマの行動を予測することは困難であります。鳥獣被害対策推進室を中心に地元猟友会、警察署などとの連携を強化しながら、クマ対応に努めてまいりたいと存じますので、御理解を頂きたいと存じます。

なお、本定例会におきましては、クマ出没現場にて対応する職員の安全確保のための必要備品や、住民周知看板等の購入に係る補正予算を計上いたしております。よろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

武田議員。

○１０番（武田修一君） はい。１点目。ただいま答弁にありました、ゾーニング管理につきましても新たな問題も発生しているということでしたけれども、やはりこれが現在の１番効果的でないのかなというふうに思いますので、改めて確認の質問させていただきますけれども、いわゆる緩衝帯づくりのための草刈りについて、国も助成に向けて動き始めたということで、死角の多い藪の仮払いなど関係機関、あるいは町民と幅広く慎重に協議しながら、やれるところから地道に少しずつ進めていかなくてもいけないというふうに思うところですが、新冠町においてもその方向で進めると理解してよろしいのでしょうか。改めて伺います。

もう１点。人の生活圏への侵入が相次いでいる、今後いつどこで出くわすか分からない、こういったようにヒグマの怖さを知っているつもりでも、本当の恐ろしさは体験した人にしか分かりません。そこで、ベテランハンターの方に協力を頂いて、様々な経験から得たヒグマの特性、習性、行動パターン等の知見を町民が聞ける機会を設けて、かつその様子を後世のために映像あるいは紙に貴重な記録として残し、伝承できる形にしておくというのも必要なことではないかなと考えますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 再質問にお答えをいたします。

まず、ゾーニングによります草刈りの徹底といいたすでしょうか、これを積極的に進めるべきということでもあります。

いずれにいたしましても、当町の場合、先ほど申し上げましたように、しっかりとしたゾーニング、グレーなところが多いわけですから、ゾーニング計画を策定した中において、専門家の意見もお伺いしながら優先順位、やって効果があるところ、あまり効果

がないところということも、しっかり専門家の意見も聞きながら、必要な箇所については積極的に草刈りを実施するという考え方で、基本的には取り進めてまいりたいというふうに思います。

それから、クマに関する知見、それを学習して、伝承していく機会の創設ということでの御質問でありましたけれども、やはりクマの行動や習性について知った上で、しっかりと身を守ることを考えていくということについては必要だと思います。

議員御指摘のように、それを熟知されている方々というのは猟友会の皆さんであったり、あるいは学識経験を持つ研究者の皆さんであったり、環境省の自然保護官もそうなのかもしれません。そういった方々にヒグマに対する知識、防衛技術というものをお話頂き、あるいは我々がそれを広めていくということは、これから必要な視点であると思います。

あわせて、日常生活を送る中において、ヒグマの誘引物となるごみ出しのルール徹底でありますとか、そういった今まではあまり気にしてこなかったことであっても、そこは行政の役割として、周知徹底を図っていくお願いをするということに関しても大いに取り組んでまいりたいと思いますが、全般的にクマの対策というものはしっかりと検討しながら講じてまいりたいと考えておりますので、御理解を頂きたいと思います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） はい。下川教育長にもお伺いいたします。

学校などの教育現場においても、ヒグマについて学ぶ機会を設けて、知識として身につけておけるようにすることも必要でないかなというふうには考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

下川教育長。

○教育長（下川徳久君） お答えいたします。

6月における当町のクマ出没が多かったことを受け、6月18日に開催いたしました校長会議にて、クマ出没時の対応について児童、生徒並びに職員会において共有することを新冠小学校、新冠中学校両校長に指示いたしております。

また、北海道教育委員会は、8月18日付けで、これまでの学校における危機管理の手引の追録という形で、ヒグマの出没について通知を発出しております。

その通知文の中に、学級活動やホームルーム活動などで、児童、生徒に対する安全指導やヒグマに遭遇しないための行動に関する指導を行うとありますことから、教育現場において、ハンターを講師として迎え、話を聞き、ヒグマに関する知識を深めることは、ヒグマ被害を未然に防ぐ上で効果的なことと捉え、実現の可能性を図ってまいります。

今後も北海道、新冠町、学校現場がヒグマ遭遇の危険性を共通認識し、児童、生徒の安全を確保していきたいと考えております。答弁は以上です。

○議長（氏家良美）

以上をもちまして一般質問を終わります。

◎日程第4 議案第55号

○議長（氏家良美君） 日程第4、議案第55号、令和7年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うようお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費から質疑に入ります。議案書の12ページから15ページ、2款総務費、1項総務管理費、予算説明資料は1ページから7ページ、ありませんか。

中山議員。

○4番（中山千鶴子君） 4番中山です。説明資料の2ページになりますけれども、北星町町有地開発事業について質問いたします。こちらの内容のほうを見ますと、分譲用地の測量業務委託とありますけれども、この分譲地は、分かる範囲でいいんですけれども、何件くらいを想定しているのでしょうか。また、一部集合住宅に利用されるようですが、これは民間用との認識でよろしいのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 現状の分譲計画の中では、区画数としては20区画を想定して進めてございます。今後、協議によって、あるいは進捗の度合いによって変わってくる可能性あるんですが、現状の中では20区画。もう1点、議員さんのおっしゃるとおり民間用ということで考えてございます。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい、1番酒井です。先ほど同僚議員と同じページで2ページになります。説明資料の。こちらのほう測量委託ということなので、まちづくりの構想に対して、ちょっと全体的な質疑ではないんですけれども、こうしたらいいのかなというふうに思うので質疑させていただくんですけれども、これは委員会の中で大まかに説明は頂いております。その中で、質疑はしませんでしたけれども、今回の町長の答弁の中で、小学校、中学校も含めて改築を行いたいという答弁がございましたので質疑させていただきます。これ大変、まちづくりの中ではすごく、大切なところだと思って、例えば、今現状通学路が北星町あたりだと歩道がないところが結構あるんですね。それで、測量委託の中に道路用地をどのようにされるのか。設計の段階にこれから入っていくんだろうと思うんですけど、ぜひともですね、歩道の整備をきっちりやっていただけないかどうかの確認の質問なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 山本町長。

○町長（山本政嗣君） 私の行政報告も踏まえた中での御質問かと思っておりますので、私が答

えますけども、今回この補正予算に計上させていただいたのは、常任委員会でも恐らく御説明申し上げたんだと思いますけれども、役場の向かって左側の部分ですね。で、役場の建物の裏の広大な用地につきましては、今後、学校種等の検討はされますけども、学校の用地としてどうなんだろうということを教育委員会がまず検討しながら、適切な判断をしていきたいということでございます。従いまして、学校が建つっていう前提になると、そこは当然歩道も含めた計画になると思いますけれども、今回の補正予算の範疇の中で、歩道のお約束とか構想というのはちょっとお答えしづらい部分もございますので、御理解を頂きたいと思います。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） 10番武田です。説明資料1ページ。そうですね。予算書は13ページですけども、ふるさと納税に関わる部分ですけども、この返礼品に関わる手数料ですね、これやっぱりかなり高額だなと思うんですけども。これはもう高いですね、かなり。かなりの部分を、この金額の中で占めてますけども、ここはどうなんでしょう。

○議長（氏家良美君） 島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 手数料につきましては、ポータルサイトに登録するための手数料になりますけれども、各社だいたい10%が、どこのポータルサイトも平均でなってる金額になってございまして、こういったポータルサイトを使うことで、当町のふるさと納税の返礼品が多くの方に見ていただけるという効果もございまして、この部分でポータルサイトを使わせていただいているという状況でございまして。

○議長（氏家良美君） 武田議員。

○10番（武田修一君） はい。そこは理解するところなんですけれども、今後ですね、手数料、送料あまりかからない、例えば体験型の特典の創出も考えていくべきではないかと思いたすけども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） はい。体験型も含めまして、ポータルサイトのほうで御紹介していくという形が多く市の町村でやってる事例なんです。こういったポータルサイトを使わないという方法もございまして、そういった面については、これからまた検討してまいりたいと思います。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

但野議員。

○8番（但野裕之君） ナナカマドの売却について伺います。住民の住宅不足から売却するということですけども、この売却方法について伺います。入札にするのか、それとも町のほうが価格設定をして公募、抽選するのか。どちらの方法をとるのか答弁をお願いします。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。公売という形を考えてございまして、一般競争入札という形を実施したいと思っております。

○議長（氏家良美君） 但野議員。

○8番（但野裕之君） はい。一般競争入札となると、普通の町民の方々は、そういう場合には成り立たないと思います。どのように入札するのかわかり、大変難しい問題だと思いますので、できれば町のほうで価格設定をして、それに対して公募をかけて、多数あるのであれば、抽選という形のほうが町民にとっては分かりやすい購買方法だと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） すいません。説明が足りなかったと思います。申し訳ありません。評価額をもって最低入札価格を設定した上で、その上、それを公表した上で、そこから購買入札していただくような形を持ちますので、基準値、基準価格というのがございますので、その点については心配ないと思っております。

○議長（氏家良美君） 但野議員。

○8番（但野裕之君） 今の説明で十分理解できました。それにならいますね、もしそのナナカマドが抽選で当たった場合、中古住宅の補助制度がありますよね。その部分、制度を併用できるのかどうか。中古住宅の改築の補助制度ありますよね。その部分できるかどうかの確認をお願いします。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 今回の形は公売という形をとっておりますので、一般の中古住宅を買われるケースとはちょっと違うということで御理解頂きたいと思っております。そういう意味で今回の公売について、その制度の該当にはしないというふうに考えてございます。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 今、買取りの際の補助制度のことを回答したんですが、議員さんのおっしゃるとおりリフォームの関係だったんですね。失礼いたしました。その点については改めて別途購入した中古物件のリフォームですので、それについては該当させたいというふうに思っております。すいません。ごめんなさい。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） ナナカマドのところですね、説明資料数3ページですね。この空き家状態になってしまったっていうところは非常に残念な感じがしますが、子育て世代がそこに入居して、子どもが学校に通っている最中のタイミングで期限が来て、引っ越さなければいけないというふうになると、やはりその家族にとっては非常に負担が大きなことだと思うんですね。その辺のことがあって、そこから退出したっていうこともあるのではないかなというふうな気もしますし、子育て世代の生活支援が分かるんですけ

ども、１０年というその期限が足かせになっているのではないかというふうに思うんですけども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい、今回の公売に先立ちまして、現在の行っている移住政策としての移住住宅としての検証を実施しました。その結果としましては、十分移住から、そして定住に向かった役割を果たしていたという、事業としては成功していたというふうに評価してございます。で、評価の中で確かに居住期間は設けてますが、それが足かせ、あるいはネックになって何がしかの退去に結びついたということはなかったというふうに考えてございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書１６ページから１７ページ、２項徴税費、予算説明資料８ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書１８ページから１９ページ、３項戸籍住民基本台帳費、予算説明資料は９ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書２０ページから２１ページ、５項統計調査費ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、３款民生費に入ります。議案書２２ページから２５ページ、３款民生費、１項社会福祉費、予算説明資料１１ページから１２ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書２６ページから２７ページ、２項児童福祉費、予算説明資料１３ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、４款衛生費に入ります。議案書２８ページから２９ページ、４款衛生費、１項保健衛生費、予算説明資料１５ページから１６ページ、ありませんか。

酒井議員。

○１番（酒井益幸君） はい、１番酒井です。議案書２９ページ、２目予防費、１２節委託料、説明資料１６ページになります。带状疱疹予防接種費用助成についてです。事業の評価課題欄に、６５歳以上の接種対象者を拡大する内容が記載されております。それには賛成するわけなんですけれども、そこで、周知方法についてお聞きします。町独自で、現在、郵送により接種勧奨をされていると認識しております。この接種費用助成拡大によっ

て、周知徹底は重要と考えますが、方法について説明とあわせて遡及措置についての周知方法の説明を求めます。

○議長（氏家良美君） 新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） まず定期接種に該当される方、5歳刻みの方ですね、年齢の方になりますが、その方たちにつきましては4月にダイレクトメールで案内をしてございます。このたびの制度の拡充、接種の前倒しによりまして、原則65歳以上の方は全て対象者ということになります。また次年度以降も、当該拡充は継続していきたいというふうに考えておりまして、接種機会としては、次年度以降もあるということもございまして、周知につきましては、町政事務委託文書によりましてチラシを全戸に配布したいというふうに考えてございます。また、町のホームページですとか、フェイスブックにおきましても周知をすることを考えてございます。償還払いについてでございますが、医療機関のほうに確認しますと、今年度対象となっていない方もですね、それを認識した上で接種されている方がですね、何人かずつですね、いるということで聞いてございます。そういった方がですね、請求漏れがないようにですね、医療機関からも情報提供頂きながら、漏れのないように進めていきたいと考えてございます。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい、ありがとうございます。丁寧に答弁していただいて。そこで2点質問させていただきますけれども、今、前倒しで接種することによって、現在とこれからに周知方法に差が生じます。今年度、接種勧奨を受けた方、それから接種を終えられた方を除くこの方々を次年度以降にですね、接種勧奨をすべきと考えますが、今後の方針についてちょっと見解を求めたいと思います。2点目です。答弁の指定はできないんですけれども、あえて町長にお聞きしたいのですが、前町長に带状疱疹ワクチン接種助成を50歳以上に求めさせていただきました経緯がございまして。そこで現町長にお聞きしたいんです。50歳以上の接種対象拡大についての現在の御認識を伺います。

○議長（氏家良美君） 新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） はい。次年度以降の周知でございますが、まず、定期接種の対象となります5歳刻みの方につきましては、ダイレクトメールで案内したいというふうに考えてございます。それ以外の方につきましては、チラシのほうで周知したいというふうに考えてございます。

○議長（氏家良美君） 山本町長。

○町長（山本政嗣君） 酒井議員から、带状疱疹の重篤性を御指摘頂きながら50歳以上の接種助成についての御質問頂いたことは記憶しております。私自身、近年、带状疱疹が高齢者が罹患してしまうと、重症化してしまう。後遺症もですね、人それぞれでありますけれども、問題視されてきたということの中で、ワクチンが2種類あるんでありますけれども、効果があるとされるワクチンが高額であるために、なかなか接種に結びつかないという現状を踏まえまして、特に高齢者の皆さん方には、そのリスクの軽減も含めた助成の

制度が必要だなという考え方を持っておりました。そういう中で、政策予算という位置づけの中で入れさせていただいたんでありますけれども、そういう中で、国も定期接種化を決めていただきました。しかし、５歳刻みであったということから言いますと、私の今の御説明の中でお分かり頂けたと思うんですけれども、やはり高齢者の皆さん方という括りの中で、今回は６５歳という年齢設定をさせていただいたということで御理解を頂きたいと。これから先の罹患状況だとか、そういうものを見ながら、これは拡大をするのか、縮小するのかということについては、今後、事業を実施する中で適切に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。暫時休憩いたします。

休憩 午後 ２時 ２分

再会 午後 ２時１０分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を続けます。５款農林水産業費に入ります。議案書３０ページから３１ページ、５款農林水産業費、１項農業費、予算説明資料は１８ページから２０ページ、ありませんか。

武田議員。

○１０番（武田修一君） 予算書３１ページ、説明資料１９ページです。農業後継者親元就農奨励金、これについて目的は理解するところなんですけれども、説明書の１９ページ右側上段、農業子弟の親元就農にあつては、新規学卒またはＵターンのいずれも農業経験が未熟であることが多く、十分な生産労働力として見込むことができない云々とあります。見込むことができないとあるんですけれども、若者であるならば農業の経験が未熟であっても、それなりの生産労働力が十分になり得るというふうに私は思うんですけれども、その辺りの考え方についてはどうなのでしょう。

○議長（氏家良美君） 鷹嘴産業課長。

○産業課長（鷹嘴寧君） はい。その辺の考え方について、当初、制度を創設したときの議論の中におきましても、やはり農家子弟におきましても、親の農業に従事した経験がないという方がある程度一定数おられるということで、そこに対する部分として、労働力として見込めないという表現をさせていただいております。親元就農２年間、就農する中で、その部分について習得をしていただくという、そういう制度設計になってございます。以上です。

○議長（氏家良美君） 武田議員。

○１０番（武田修一君） はい。人件費への経費の増加を避けられないことから、こういう支援をするんだということですが、これ町としても出しつ放しな状態なんではないか。何か、例えば経費の明細の提出を求めているとか、そういうことはないのでしょうか。ないとすれば、ある程度そういうものを求めるべきでないかなというふうに思います。

けども、いかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 鷹嘴産業課長。

○産業課長（鷹嘴寧君） 補助の仕方といたしましては、100万円ということをして2年間に分けて支給してございます。支給後3年間、合計合わせて5年間経過を見るということにしております。その経過の見方といたしましては、親元就農でございますので、親の青色申告の中で、その給料の支給実績、稼働日数というものを確認させていただく。それから合わせて、補助金を2年間支給した後の3年間におきましても、引き続き就農しているという自己申告の確認を例年行って、合計5年間確認しているというところでございます。

○議長（氏家良美君） 武田議員。

○10番（武田修一君） そういう説明なんですよ。ですけども、やはりちょっと慎重な対応が、あるいは再考が必要ではないのかなというふうに考えますけども、改めてもう1回ちょっとその点について。

○議長（氏家良美君） 鷹嘴産業課長。

○産業課長（鷹嘴寧君） 以前、議員さんのほうからも同様の御質問頂いていたと思います。その制度の見直しについても、私のほうからも、いずれ事業として行っている以上は見直しが必要の時期が来るというふうに答弁いたしております。そういった中におきまして、現在この位置づけというのがですね、新冠町農業振興計画、今第7次ということで、令和4年から8年の計画の中に、この親元就農の制度の位置づけしてございます。令和8年度、来年度がこの次期計画の見直し時期となっております。これ新冠町農協と町が共同で作成する計画でございますので、その中での農家さんへのアンケートなどを取りながら、この事業の検証を含めて、次期計画に盛り込む否かというのを判断したいなと、今そういうふうに考えてございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書32ページから33ページ、2項林業費、予算説明資料は21ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、7款土木費に入ります。議案書34ページから35ページ、7款土木費、1項道路橋梁費、予算説明資料は23ページから24ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書36ページから37ページ、2項河川費、予算説明資料は25ページから26ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書38ページから39ページ、3項住宅

費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、8款消防費に入ります。議案書40ページから41ページ、8款消防費、1項消防費、ありませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） 41ページですね。管内も含め、多くの自治体の消防で職員が退職等で不足状態にあるというふうに聞くんですけども、新冠町の現状はいかがですか。

○議長（氏家良美君） 島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） はい。中部消防組合新冠支署の現在の職員数は17名です。

17名で十分な24時間救急、消防業務できているかと言われるとそうではございません。消防ではですね、2年間をかけて、令和7年度中は6人の採用計画、8年度は3人の採用計画、合わせて25名体制という計画で今、職員採用にあたっているところでございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので9款教育費に入ります。議案書42ページから43ページ、9款教育費、1項教育総務費、予算説明資料は28ページから29ページ、ありませんか。

武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 町立学校あり方検討委員会運営事業について3点質問します。まず1点目は、あり方検討委員会ですけれども、これは以前もありました。年度ははっきりしないんですけども、令和1年から2年にかけて、この検討委員会を立ち上げて、そして教育委員会で諮問し、答申は多分2年に出たと思います。それで、その結果、前期計画、後期計画、前期は令和3年から7年度で、後期は令和8年度から12年度っちゅう事で、出して、前期計画によって、結局、適正規模ということで朝日小学校と新冠小学校の統合が図られました。それで、以前との検討委員会あった関連で、今回新たに立ち上げる検討委員会とはどういう検討委員会との関連ではどうなのかという点が、1点目の質問です。それから2点目は、目的の中に、適正規模ですね、適正規模、適正配置ということで含まれておりますけれども、この適正規模というのは、今も昔もそうですけれども、これによって学校統合が全国的に進められてきて、新冠でも朝日小学校と新冠小学校の統合がなされた。ということで全国的に適正規模っちゅうそういう統合に使われてきたんですけども、さらに新しく立ち上げる検討委員会で適正規模って入ってますけれども、これは何を意味するのか。その中身について、教えていただきたいと思います。それから3点目は、この文書の内容に関わっての中で、学校種ということが書かれております。これは、小中一貫校、あるいは義務教育学校等を想定しているのかどうか。ここを、この3点を伺いたいと思います。

○議長（氏家良美君） 佐々木管理課長。

○管理課長（佐々木京君） あり方検討委員会ですが、老朽化が進んでおります小学校、中学校において、改築を協議することが必要大前提になっております。

北星町の開発用地において、現段階でその一部を小、中学校の改築に向けた学校用地の候補地と挙げており、学校種を含む義務教育の方向性を協議することにつきましては、町長の行政報告において報告したとおりでございます。今回は、検討、協議する上で、教育委員会の諮問機関として、過去に町内学校の適正規模適正配置を含む新冠町の学校のあり方について協議した、あり方検討委員会の組織、この枠組みを活用しようとしたものであります。その上で御質問3点ございました。1点目につきまして、以前のあり方検討委員会との関連につきましては、先ほど説明しましたように、この組織形態を活用するものであり、その際に基本計画、適正規模、適正配置計画を策定しましたが、この内容については踏襲及び検証はするものの、今回は学校用地、それから学校種について主に協議をするものとなります。2点目の主に適正規模とはどういうことなのかといった質問でございました。目的の適正規模、適正配置につきましては、小中が各校一つずつ1校になり、これ以上学校が減となるものではありません。しかしながら、今後の子どもの人数が大きく増加するとは考えられない中、どの程度の規模の学校が適正であるかという考えのもと進めていこうとするものであります。3点目につきまして、学校種についてです。学校種につきましては、小中一貫校、義務教育学校または従来の小学校、中学校から方向をつけるものでありますが、その点については協議を進めていきます。ただ、現状で建物自体を小学校、中学校の2棟とすることは現実的ではないかなというように考えております。以上です。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので議案書44ページから45ページ、4項認定こども園費、予算説明資料は30ページ、ありませんか。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい、1番酒井です。説明資料の30ページです。認定こども園ICT化推進事業でございます。説明資料のとおり、画期的なアプリによって子どもたちの保護者と連携がとれるもので大変素晴らしいものだと思います。そこで、3点質問いたします。この今現在使ってるノートパソコンを30台、職員用を購入するんですけれども、パソコンのOSのバージョンをお聞きします。それから2点目です。年間のランニングコストというのは幾らかかるのか。それから、デジタル化によって情報漏えいの心配はないのか。なりすましであったり、Wi-Fiを通してそういったものの情報の漏えいの心配はないのか、この3点お願いします。

○議長（氏家良美君） 佐々木管理課長。

○管理課長（佐々木京君） 現在使っているノートパソコンのOSでよろしいですか。XPとWindows7で使っておりまして、保育業務の中で、簡単な表、ワード、エクセ

ル等は使っておりますが、それ以上のものは、なかなか保育士さん、保育教諭と活用できていないのが現状ですので、大きく環境が変わると思っております。次に、ランニングコストであります、ランニングコストにつきましてはですね、今回、委託料と計上しております金額がございます。これが導入も含めまして半年分の通常の委託、導入するにあたって委託ですが、ランニングコストにつきましても半年分でございますので、これが倍へとなります30万4千円ということになります。ただ、こちらのほうですけど、児童数によって若干増減するところがございますので、そちらのほうは来年度の児童数を含めて若干の増減があるかもしれません。3点目の情報漏えいについてですが、端末、それからアプリについては、それぞれの保護者に直接渡すものでございますので、情報漏えいの心配はないかと考えております。それからセキュリティ対策につきましては、それぞれソフト入れますので、そちらのほうで対応したいと思います。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書46ページから47ページ、5項社会教育費ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書48ページから49ページ、6項保健体育費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、歳入に入ります。8ページをお開きください。歳入の質疑はページごとに一括して行います。議案書8ページから9ページ、13款使用料及び手数料、14款国庫支出金、15款道支出金、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書10ページから11ページ、16款財産収入、17款寄附金、18款繰入金、19款繰越金、20款諸収入、21款町債、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、歳入歳出の全般にわたってありませんか。

秋山議員。

○7番（秋山三津男君） 7番、秋山です。伝染病予防接種でお伺いいたします。近年、インフルエンザ、コロナなどが流行ってきてますが、今の町としての現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） はい、インフルエンザの状況で感染が拡大しているといった情報はございません。ただし新聞報道を見ますと、静内保健所管内のコロナの感染がほかの地域より、非常に高いといった報道ございますので、ちょっとこの静内、新冠の保

健所管内では、コロナのほう広がってるのかなというふうに考えております。

○議長（氏家良美君） 秋山議員。

○7番（秋山三津男君） それでして、新冠町として助成は考えていないのでしょうか。コロナにしても。このコロナワクチンに関しては、国は今回助成しませんので、新冠町はどうしようとしているのかお聞きしたい。

○議長（氏家良美君） 秋山議員、補正の範疇外ではありますけれども、回答できますか。
新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） 現在、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、定期接種のB類ということでございまして、努力義務が課されていない、個人の疾病予防のための接種ということになってございまして、65歳以上の方については、定期接種のB型という入っておりますが、その他の方につきましては、そういった国のほうの方針です。ね、接種が必要ということになっておりませんので、町のほうで独自にそちらの助成を行うといった考えにはございません。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより議案第55号に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第55号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第56号

○議長（氏家良美君） 日程第5、議案第56号、令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑は補正予算書の1ページから9ページまで一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うようお願いいたします。

発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより議案第56号に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第56号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発委第5号

○議長（氏家良美君） 日程第6、発委第5号、新冠町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会会長浜謙太郎委員長。

○3番（長浜謙太郎君） 発委第5号、新冠町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。

このたびの改正は、令和6年6月7日に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」を受け、本条例の所要の整備が必要となることから、文言など必要な改正を行うものです。

条例の一部改正内容について、新旧対照表に基づき説明いたします。

3ページをお開きください。第2条第10項中、「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。ほか、記載のとおり複数箇所において、改めや削除の修正を行うものです。御一読頂き御確認ください。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上が発委第5号、新冠町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由です。提案どおり決定くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については、全員協議会において議論を終えているため、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより発委第5号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発委第6号

○議長（氏家良美君） 日程第7、発委第6号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会、長浜謙太郎委員長。

○9番（長浜謙太郎君） 発委第6号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

本意見書は、令和7年8月20日付けで北海道道路整備促進協会並びに北海道治水砂防海岸事業促進同盟から連名により意見書提出の依頼を受け、議会運営委員会として、新冠町議会会議規則第17条第3項の規定に基づき、意見書を提出するものです。

意見書案を説明します。1ページをお開きください。国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。地方財政は依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。よって、国においては、切迫する日本海溝、千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化、頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の6項目について特段の措置を講ずるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。意見書提出先は記載のとおりです。

以上が発議第6号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出についてです。御審議の上、採択くださるようお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については、議会運営委員会から提出されていますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、発委第6号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第8 会議案第10号 ～ 日程第10 会議案第12号

○議長（氏家良美君） 日程第8、会議案第10号、日程第9、会議案第11号、日程第

10、会議案第12号、閉会中の継続調査及び閉会中の継続審査について、以上3件を一括議題といたします。総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会の3常任委員会の各委員長並びに議会運営委員会の委員長から、所管事務調査について継続調査の申出がありました。加えて、令和6年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会委員長から付託事件の審査について、会議規則第75条の規定により、御手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、会議案第10号から第12号は、各委員長からの申出のとおり継続調査並びに継続審査することに決定いたしました。

ただいま町長から議案第57号、令和7年度一般会計補正予算が追加提出されました。

お諮りいたします。提出されました議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号を追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議案配布のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再会 午後 2時43分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎追加日程第1 議案第57号

○議長（氏家良美君） 追加日程第1、議案第57号、令和7年度一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第57号、令和7年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。令和7年度新冠町一般会計補正予算、このたびは4回目の補正となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9519万1千円にしようとするものです。事項別明細書の歳出より説明いたしますので、8ページ

から9ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、5目企画費93万6千円の追加。説明欄の事業1、新冠町コミュニティーバス運営事業の10節需用費93万6千円の増額は、コミュニティーバスメロディー号に係る修繕料で、当該車両は、令和4年度に購入した三菱ふそう車のローザ29人乗りマイクロバスでございますが、本年8月19日に運航中、エンジン部分から異音が発生したため、原因を調査していたところ、動力系統の部品が故障し、交換が必要となったものでございます。10ページから11ページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費210万9千円の追加。事業1、農業用施設維持管理費の10節需用費108万6千円、及び15節原材料費102万3千円の増額は、本年9月1日の豪雨により、修繕が必要となった美宇地区明渠排水竹中地先土砂掘削ほか3件に係る修繕料及び原材料費になります。12ページ13ページに移ります。2項林業費、2目林道費、86万3千円の追加。事業1、林道維持費の10節需用費86万3千円の増額は、本年9月1日の豪雨により、修繕が必要となった緑資源幹線林道平取えりも線の道路側溝の掘削3か所に係る修繕料です。14ページから15ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費115万8千円の追加。事業1、町道維持補修費の10節需用費115万8千円の増額は、本年9月1日の降雨により修繕が必要となった町道美宇1号線拓光橋地先路面清掃ほか6件に係る修繕料です。16ページから17ページに移ります。2項河川費、1目河川総務費94万2千円の追加、事業1、河川整備工事の10節需用費94万2千円の増額は、本年9月1日の降雨により修繕が必要となった普通河川万揃川万世橋地先河川掘削ほか1件に係る修繕料です。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページから7ページをお開き願います。18款繰入金、1項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金600万8千円の追加は、財政調整基金からの繰入れにより財源調整を行うものです。

以上が議案第57号、令和7年度新冠町一般会計補正予算の提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第57号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出一括といたします。発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第57号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎閉会議決

○議長（氏家良美君） これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、令和7年第3回新冠町議会定例会を本日で閉会いたします。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議ないものと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣言

○議長（氏家良美君） これをもって、令和7年第3回新冠町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午後2時51分 閉会）